

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和3年3月9日（火）

総務課介護保険指導室

目次

【総務課介護保険指導室】

1. 指導監督業務の適切な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 事業者の業務管理体制に関する監督について・・・・・・・・・・・・ 11
3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について・・・・ 15

(参考資料)

- 介護サービス事業所に対する指導・監督結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制
の整備に関する届出・確認検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1 指導監督業務の適切な実施について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する指導監督業務については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている。

介護保険制度の創設以来、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）が増加するとともに、制度改正に伴う介護サービスの種類や各種加算等の充実、高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加や高齢者虐待事案の増加など、指導監督業務に関わる環境は変化しており、これらに対し適切に対応していく必要がある。

このような状況の中、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るためには、指導監督業務における集団指導や実地指導のより効果的かつ効率的な実施及び指定基準違反や介護報酬請求に不正が疑われる場合等に行う監査の適時適切な実施が求められる。

各自治体においては、指導監督業務の目的を踏まえ、以下の事項に留意の上、業務にあたっていただくようお願いします。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した指導監督業務について

各自治体において、計画的に実施する事業者に対する実地指導については、少なくとも指定の有効期間内に１回以上の実地指導が行われることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当該地域での感染症発生状況や事業者の感染症への対応状況等を踏まえた上で、その実施について検討し、状況によっては時期を延期すること等も含め柔軟な対応をお願いします。

また、集団指導については、事業者が介護保険に関する制度改正や報酬請求、実地指導や監査における指摘事項等の情報を得る貴重な機会であることから、集合形式での実施が困難な場合はオンライン等を活用した方法も含め検討し実施されたい。

なお、指定基準違反や介護報酬請求に不正が疑われる場合等に行う監査については、その事案の緊急性や重大性等を勘案し、当該地域での感染症発生状況や対象事業者の感染症への対応状況等も踏まえつつ、適切に実施されたい。いずれにしても実地指導や

集団指導、監査を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限の注意を払い、適切な感染防止対策を講じた上で実施されたい。

(2) 実地指導の実施

令和元年度の都道府県市の実地指導の実施率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が多少あると思われるが、30.6万か所の介護サービス事業所（平成31年4月1日現在）に対して、全国平均で18.0%となっており、例年と変わらず低調な状況である。

「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」※（以下「標準化・効率化指針」という。）では「標準確認項目」及び「標準確認文書」を定め、実地指導における効率化を図り、事業所側・行政機関側双方の事務負担を減らすことを目指しているものである。各自治体におかれては、標準化・効率化指針に基づき、より積極的な実地指導の実施をお願いする。特に指定の有効期間内に1回も実地指導を受けていない事業所に対しては、事業所の基準違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため積極的に実施されたい。

※「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日付け老指発 0529 第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）

(3) 集団指導の実施

集団指導は、事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るものであるため、毎年度、所管する全ての事業所を対象に実施願いたい。

集団指導の内容については、

- ・実地指導や監査における指摘事項
- ・行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因

等について分析を行い、注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案や高齢者虐待事案等の発生の未然防止や実地指導の効率化等に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

特にコロナ禍においては、実地指導による事業者に対する個別の指導が困難となる

場合があるため、事業者が適正な事業運営を行う上で必要な情報を確実に提供する集団指導の役割が重要となる。そのためには、集合形式による指導方法に限らず、オンライン等を活用した方法も含めて検討し実地されたい。なお、集団指導の実施にあたっては、資料の配付や自治体ホームページへの掲載のみならず、事業者の参加状況や資料の閲覧状況等を確実に把握するとともに、アンケート等による指導後の効果の把握や別途質疑応答の機会を設ける等、行政機関側からの一方的な説明のみに終始しないよう効果的な方法を工夫されたい。

また、次年度は、各介護サービスの指定基準省令及び介護報酬改定が行われることから、追加となった項目や新たな加算の仕組み等について、正確な情報伝達に努められたい。

さらに、労働関係法令違反が事業所の指定拒否や取消等の事由となる場合もあることなどから、集団指導等の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供の上、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設けるなどの対応をお願いしたい。

このほか、事業開始時から指定基準や報酬請求に関する理解が不十分であること等により行政処分の対象となる事例も見られるため、指定時における説明会の開催や、新規指定後の事業者を対象にした指導も考えられる。

なお、小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内で共通の資料を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討されたい。

(4) 不正事案等における厳正な対応

事業者に対する指導監督業務について、具体的には「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日付け老発第 1023001 号厚生労働省老健局長通知）において、「介護保険施設等指導指針」（以下「指導指針」という。）及び「介護保険施設等監査指針」（以下「監査指針」という。）をお示ししており、各自治体においてはこれらを参考に実施要綱等を策定の上実施していることと承知している。

指導指針は、事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら

法令等を遵守する事業者の育成を目指す「指導」について、一方、監査指針は指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに事実関係を把握するため介護保険法第5章に定められた権限を行使する「監査」についてお示ししており、「指導」と「監査」を明確に区別している。

特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続きにより実施することが求められるが、昨今、一部の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

- ・事業者の不正行為に関する利用者等からの通報を受けたが、監査を実施する前に、当該事業者に対し電話又は出頭要請を行い、その事実関係の有無を照会した事例
(→ 監査を実施する前に利用者等からの通報内容を対象の事業者に知らせることは、通報者の承諾の有無にかかわらず通報者保護の観点から不適切であり、証拠保全の観点からも問題がある。)
- ・監査における帳簿書類その他の物件の検査について、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者に行行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例
(→ 監査日において帳票書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができないおそれがある。)
- ・監査において当該指定に係る事業所の複数の従業者に対する質問を行うため、対象人数分の質問票を当該指定に係る事業所の管理者等を経由して対象の従業者に配付した事例
(→ 複数の対象者に対して質問を行う場合は、対象者間で証言等に影響が及ばないように配慮すべきである（ハロー効果の防止）)。

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の厳正な対応をお願いしたい。

また、毎年度、運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、

指定取消等の処分が行われているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なわせるものでもある。とりわけ虐待行為は、利用者の尊厳を踏みにじる極めて重大な問題であり、指導指針において、あらかじめ通知したのではサービス提供状況が確認できない場合には、事前に通知することなく実地指導を行うことも可能としているとともに、介護保険法に基づく人格尊重義務違反として指定取消等の行政処分を行うことも想定されることから、適宜監査によりの確に事実関係の把握を行うようお願いする。

以上のような指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導されたい。

また、居宅サービス事業所において不正があった場合、給付管理を行っていた居宅介護支援事業所で不正の幫助が確認され、指定取消等の処分が行われる事案も見受けられる。

このため、各市町村等においては、不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、実地指導や必要に応じて監査を実施して確認いただくようお願いしたい。

なお、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にされたい。

(5) 介護保険施設等実地指導マニュアルについて

介護保険施設等実地指導マニュアル（平成 19 年 2 月 7 日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知「介護保険施設等実地指導マニュアルについて（通知）」）（以下「マニュアル」という。）については、見直しを検討しており、標準化・効率化指針の内容の反映、ICTの利活用による実地指導の方法、実地指導の実施頻度の規定等を盛り込む予定である。このため、昨年度に引き続き、令和 2 年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究」（国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター）において全自治体に対し実地指導の実施頻度等についてアンケート調査を実施するとともに、好事例等の収集を行ったところであり、

ご協力いただいた自治体の皆様に御礼申し上げます。なお、次年度中頃にはマニュアルの改正を行い、併せて指導指針等についても改正を行う予定である。

（６）老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する指導監査の周期の見直しについて

「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」（平成 12 年 5 月 12 日付け老発第 481 号厚生省老人保健福祉局長通知）においては、老人福祉法第 18 条の規定に基づく老人福祉施設に対する指導監査の基本的事項を「老人福祉施設指導監査指針」により定めている。

この中で、「一般監査は、原則として毎年 1 回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる老人福祉施設等については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。」としているが、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づく平成 30 年地方からの提案募集において、社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し（以下「措置の内容」参照）の提案が行われている。

「措置の内容」

前年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則 2 年に 1 回を、原則 3 年に 1 回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

この提案事項については、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめ（令和元年 12 月 4 日）において、介護保険の指導監査の時期の取り扱いについて、「1～2 年以内の取組」として、「適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う」こととされたことから、介護保険施設との整合的な見直しを図るため、同委員会での結論を待って必要な見直しを進め、令和 2 年度中に結論を得ることとしており、次年度、早い時期に関係通知を発出する予定としている。

なお、この提案事項については、令和2年12月18日に地方分権改革に関する「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「閣議決定抜粋」参照）により次のとおり改めて閣議決定されたところである。

（閣議決定抜粋）

（25）老人福祉法（昭38法133）

老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（7）住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅における過剰なサービス提供について

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まい（以下「高齢者向け集合住宅」という。）は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、併設する介護事業所の一部には過剰なサービスを提供する等様々な課題も指摘されている。さらに、令和3年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告においても、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等における適正なサービス提供を確保するために、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされた。

については、これらの事業所に対する重点的な実地指導が推進されるよう、指導体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を令和3年度予算(案)に引き続き計上しているので、本予算の積極的な活用について検討をお願いしたい。

なお、今後、本予算の活用を促すために、取組事例等を提供することを予定しているので、参考にされたい。

〔事業概要〕

- ・高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供している事業所に対して重点的に実地指導を行う場合に、介護支援専門員等の雇上経費及び旅費等に要する経費を補助
- ・事業の一部を指定都道府県事務受託法人（介護保険法第24条の3第1項第1号又は指定市町村事務受託法人（同法第24条の2第1項第1号）へ委託することは可能
- ・補助基準額は、1自治体あたり次の表のとおり実地指導を行う集合住宅関連事業所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
5 箇所以上	5 以上 19 事業所以下	3, 0 0 0 千円
	20 以上 29 事業所以下	4, 5 0 0 千円
	30 事業所以上	6, 0 0 0 千円

（８）指導監督業務の実施における留意点について

① 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されて以降、サービス提供を行う事業所と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくるなど、複数の自治体が合同で実地指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これまで以上に求められる。

また、事業所で不正等が判明した場合には、同一の事業者が運営する他事業所や介護サービス以外の保健福祉サービスにおいて不正等が疑われることもある。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害福祉、生活保護等の関係部局と実地指導や監査の実施結果等について情報共有を図るなど、十分な連携を図られたい。

② 都道府県の役割

都道府県は介護保険法第197条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業者に係る指定及び指導監督等

の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるとされており、上記①における連携において都道府県は積極的にその役割を果たすことが期待される。

については、「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」（平成 27 年 3 月 10 付け老発 0310 第 2 号厚生労働省老健局長通知）別添「市町村指導実施指針」により市町村に対する指導方法等をお示ししているので、これを参考とし、適宜、市町村に対する助言等をお願いしたい。

③ 非常災害対策及び感染症対策について

非常災害への対応については、事業所の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、集団指導等において、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について徹底するようお願いしたい。また、実地指導において、事業所が所在する地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われているか確認し、必要に応じた助言等をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた感染症対策については、その予防やまん延防止策について、保健所等の衛生部局との連携を図り、集団指導等において、必要な情報等を提供するとともに、必要に応じた助言等をお願いしたい。

④ その他

昨今、セクシャル・マイノリティの人権に関しての報道等が取り上げられることが多くある。人格を尊重する点においては、高齢者虐待はもとより、「L G B T」(※)といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険施設等の指導に際しては、介護保険法、指定基準の規定を踏まえ、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努められるよう、指導の徹底をお願いしたい。

※L G B T…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

(9) 指導監督等担当職員研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められている。そのため、従来から自治体指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための研修（都道府県・指定都市・中核市職員向け研修、市町村職員向け研修を分けて実施）を開催してきたところであるが、今年度は、新型コロナ感染拡大防止等の観点から急遽、従来の開催方法を変更し、二つの研修会をまとめてWeb上での動画配信により実施したところである。次年度の実施については、今年度の実施状況等を踏まえ検討し、詳細が決まり次第お知らせするので、その際は担当職員等の研修機会の確保にご配慮願いたい。

2 事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を事業者に義務づけている。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各事業所の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要である。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務づけた趣旨を改めて確認いただき、事業者に対する適切な助言等をお願いしたい。

(1) 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、事業者が遅滞なく行うこととされている。

しかしながら、監督権限のある都道府県及び市町村（以下「監督権者」という。）に対して、事業者から届出が未提出となっているにもかかわらず、届出書の提出指導をしていない状況が一部の監督権者において見受けられた。

監督権者においては、事業所の指定権者である各自治体と連携し、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導といった事業者と接する機会を捉えて、制度の周知や届出が未提出となっている事業者に提出を指導するなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いする。当然のことであるが、業務管理体制整備に関する届出が行われていないことは法令違反であることを認識の上、指導願いたい。

また、届出を受け監督権限のある事業者数と業務管理体制データ管理システム（以下「システム」という。）での事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度、遅滞なく入力を行い、相違が生じないように確認をお願いする。

併せて、事業所情報にかかるシステムへのデータ取り込みを当室において毎月行っていることから、各自治体における事業所指定の事務担当者と連携のうえ、毎月、デ

一タ取り込みを行うための作業を適切に行っていただくようお願いしたい。

なお、令和2年12月25日付けで周知をしたとおり、業務管理体制の整備に関する各届出書の提出時における押印の廃止を行ったことにより、事業者に対して、一定の事務負担の軽減が図られていることを踏まえ、監督権者におかれては、事業者から提出される届出書について、電子メールにより提出させる手法を活用させることで、事業者の更なる事務負担の軽減が期待できることから、監督権者においては、電子メールによる提出を積極的に推奨されたい。

(2) 業務管理体制に関する確認検査について

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものである。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面によることも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うことも可能としている。

また、小規模事業者に対する一般検査については、指定事業所等に対する法第23条又は第24条に基づく実地指導の実施に併せて実施する等の効率的な実施を行って差し支えないため、計画的に一般検査を実施いただきたい。

各自治体においては、一般検査を実施した事業者に対して必要な改善を促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるような情報を提供する等の取組みを検討されたい。

また、書面検査も介護保険法に基づく検査であることから、未提出となっている事業者に対しては督促を行い、督促に応じない場合は実地で検査を行うなどの対応も検討されたい。

② 特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業所を運営する事

業者に対して特別検査を行うこととしている。実施にあたっては、連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても検証し、必要に応じて改善勧告等を行われたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等についても積極的に行い、以後、介護サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、役員等の組織的関与が認められた場合には、連座制の適用によって同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われないため、適用を受けた事業所の利用者は別の事業者が運営する事業所に移らなければならないといった不利益が生じることとなる。各自治体においては、こうした事案が生じないように、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されたい。

(3) 業務管理体制監督権限の権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次分権一括法」という。)が令和元年5月31日に成立し、同年6月7日に公布されたところである。この第9次分権一括法により介護保険法の一部が改正され、業務管理体制にかかる全ての事業所等が一中核市の区域内にある事業者の業務管理体制の届出の受理等の事務・権限が令和3年4月1日より都道府県から中核市へ移譲されることとなる。

併せて、令和3年2月26日付けで、介護保険法施行規則の一部についても所要の改正を行ったところである。

都道府県及び中核市においては、令和3年4月1日の移譲に向けて、引き続き、円滑な事務の引き継ぎ等をお願いするとともに、監督権限が中核市へ移譲される事業者に対しては、今回の法改正に伴う届出先の変更にかかる届出は不要であること、令和3年4月1日以降の届出については、事業者が所在する中核市に対して行うことについて周知願いたい。

（４）業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、事業所の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合には、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配慮願いたい。

また、指定等取消処分相当事案をはじめ、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等、特別検査を行う必要性が生じた事案が発生した場合には、「介護保険法第 115 条の 33 第 3 項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請及び同法第 197 条第 2 項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について（依頼）」（令和 3 年 2 月 22 日付け老指発第 0222 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、指定権者から監督権者に対して速やかに情報提供を行い、特別検査の実施を要請していただくとともに、監督権者において特別検査を行った場合については、その結果について要請元へ通知するとともに、併せて当室あて情報提供していただくよう、引き続きお願いしたい。

3 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

事業所の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第 197 条第 2 項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第 5 章の規定により行う行政処分に関する報告等について」（平成 28 年 3 月 30 日付け老指発 0330 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いする。なお、当該情報提供が、聴聞等の後に報告される事案も見受けられることから、報告時期に留意されたい。

また、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所及び居宅介護支援事業所に対する処分については、都道府県経由で情報提供していただくこととしているので、都道府県においては、遺漏のないよう管内市町村に周知されたい。

さらに、地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所に対して、監査を実施する場合は、同一の事業所を複数の市町村が指定している可能性があり、相互に連携し、同時に当該事業所に立入等を行い、同時期に行政処分等を行うなど、その対応に留意願いたい。

(2) 自治体における指導監督体制の整備

実地指導を 1 度も実施していない一般市町村があることや自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多い等の事情のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところもある。自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置はもとより、都道府県や近隣自治体と共同しての指導や指定都道府県事務受託法人（介護保険法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号）又は指定市町村事務受託法人（同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号）を活用した指導の検討など、実施体制の整備について、引き続きお願いしたい。

また、介護サービスの専門的知見を踏まえた事業所のケアの質の向上を図る観点から、必要に応じて実地指導を担当する職員に介護支援専門員等の資格を有する職員等を積極的に活用することも検討願いたい。

特に、都道府県においては、「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」（平成 27 年 3 月 10 日付け老発 0310 第 2 号厚生労働省老健局長通知）において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 197 条第 3 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき、管内市町村に対して、指定及び指導監督等の事務に関して助言等をお願いしているところであるが、引き続き、市町村に対する支援をお願いするとともに、指定市町村事務受託法人を活用するに当たっては、当該法人について都道府県の指定が必要であることから、管内市町村の指導実施状況や活用の意向等の確認を行い、必要な対応をお願いしたい。

（３）その他

令和 3 年度においても、当室において、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務ヒアリング及び事業者に対する合同指導等を実施する予定であるので、ご了知願いたい。

なお、自治体における指導監督の実施状況等について、引き続き報告を依頼することとしているので、ご協力願いたい。

参考資料

(参考資料)

介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

指定取消処分等の状況

(1) 指定取消・効力の停止処分の件数(図1)

平成 12 年度以降の指定取消・効力の停止処分は合計で 2,748 件となっている。

なお、直近 5 年間の指定取消・効力の停止処分の件数については、平成 27 年度 227 件、平成 28 年度 244 件、平成 29 年度 257 件、平成 30 年度 153 件、令和元年度 153 件となっている。

(2) 法人種別ごとの状況(図2)

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、令和元年度の指定取消・効力の停止処分件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約 7 割を占めている。

(3) サービス種別ごとの状況(図3)

令和元年度のサービス種別ごとの指定取消・効力の停止処分件数については、訪問介護（介護予防を含む）が 33 件、居宅介護支援が 15 件、通所介護（介護予防を含む）が 11 件、訪問看護（介護予防を含む）及び小規模多機能型居宅介護がともに 10 件となっている。

(4) 指定取消・効力の停止処分の処分事由の状況(図4～8)

処分事案に対して該当する処分事由の割合については、1 件の処分事案に対し複数の処分事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、令和元年度は、引き続き、指定取消処分及び効力の停止処分ともに「介護給付費の請求に関して不正があった」が多くなっている。

(5) 業務管理体制の整備に関する特別検査の状況(図9)

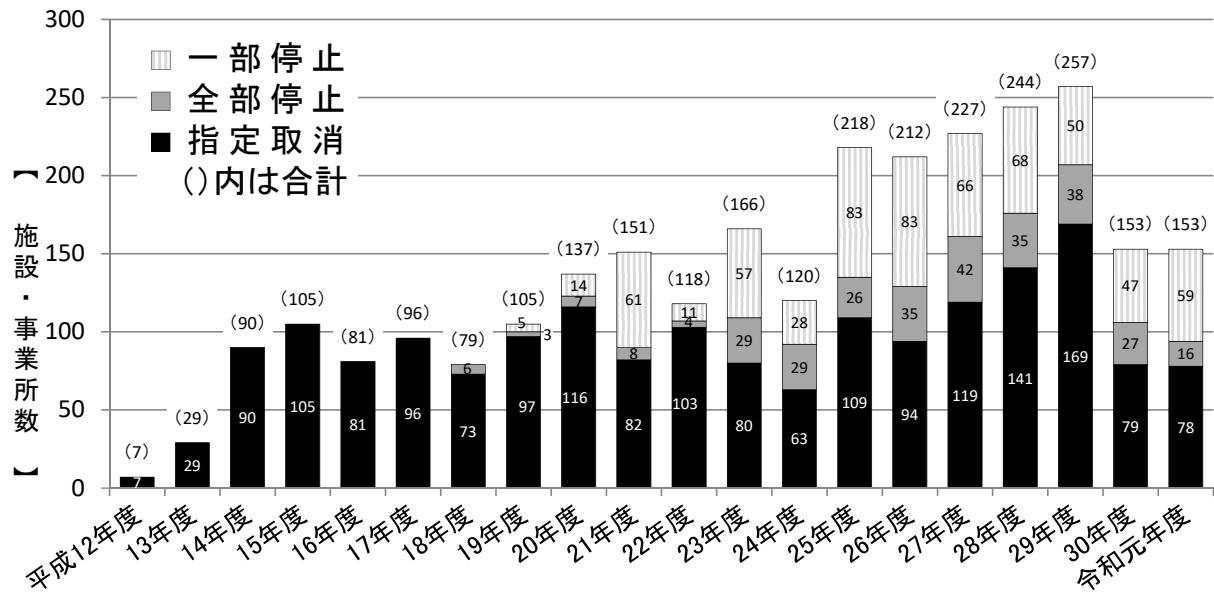
平成 21 年度以降、指定取消・効力の停止処分のあった事業所を運営する事業者に対する特別検査については、厚生労働省及び自治体において合計 476 件実施している。

なお、令和元年度単年度では 60 件実施しており、うち 17 件において改善勧告を行っている。

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【年度別】(平成12年度～令和元年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,748事業所

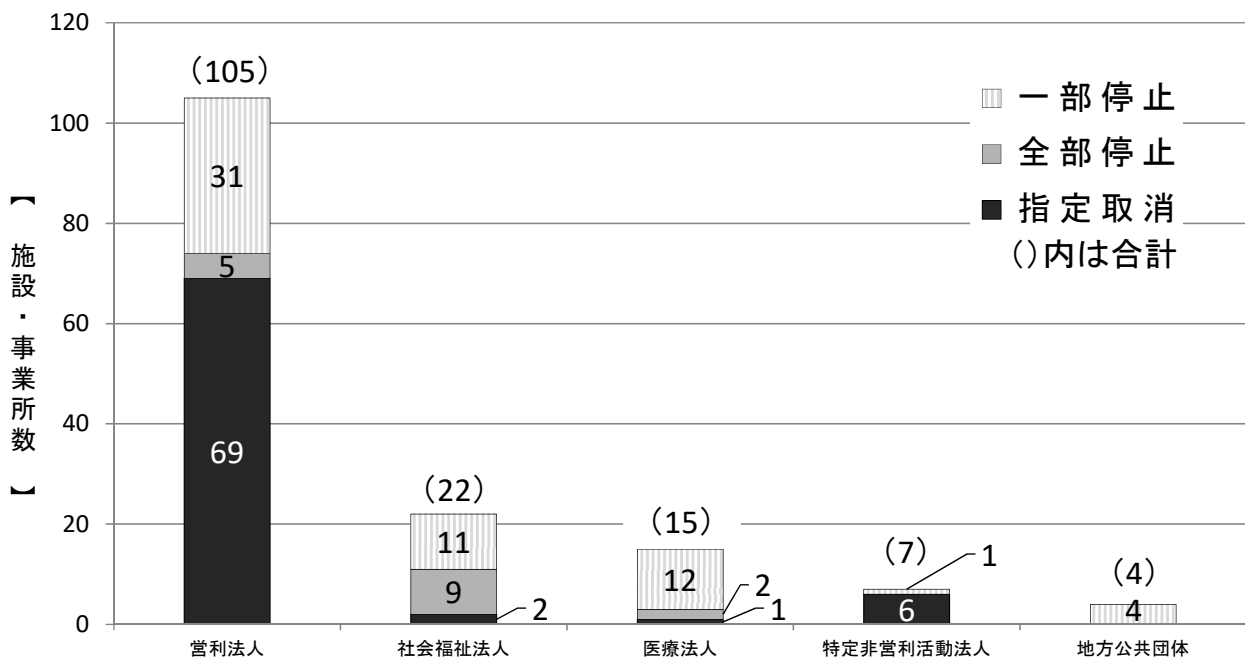


注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【法人種類別】(令和元年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所

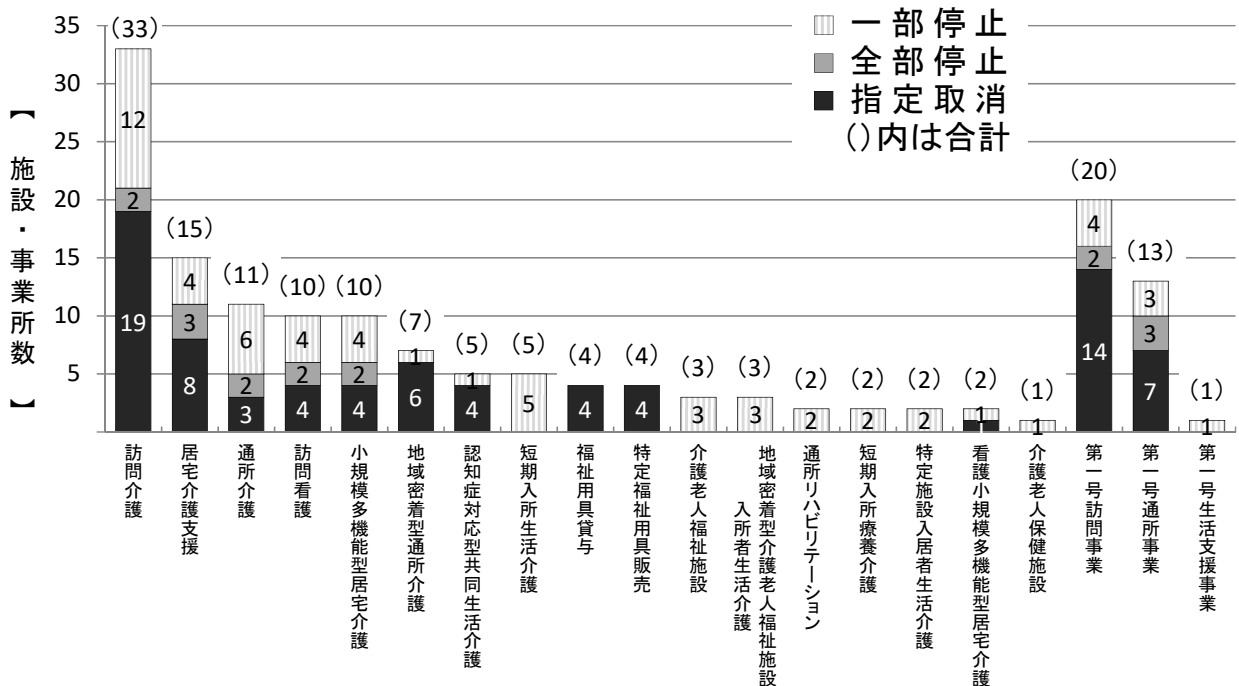


注: 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【サービス別】(令和元年度)

(図3)

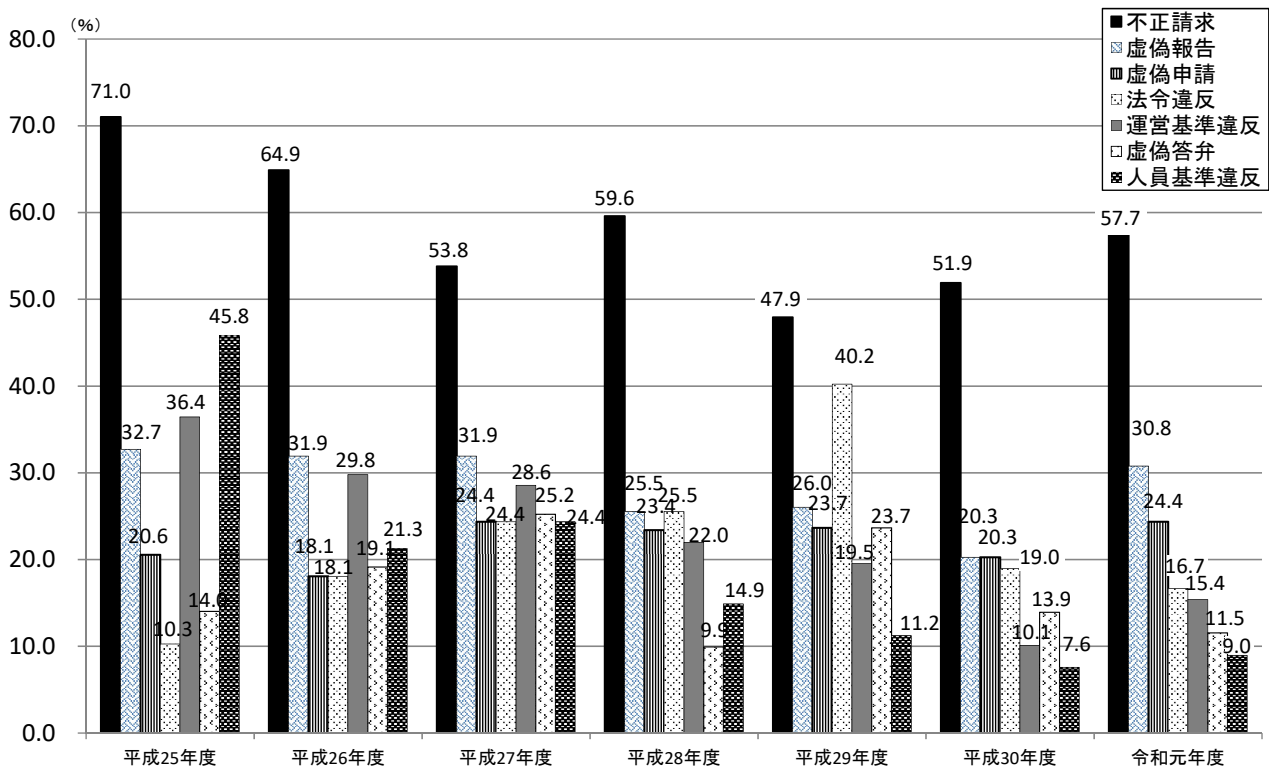
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

4. 指定取消処分での主な処分事由の年次推移 (平成25年度～令和元年度)

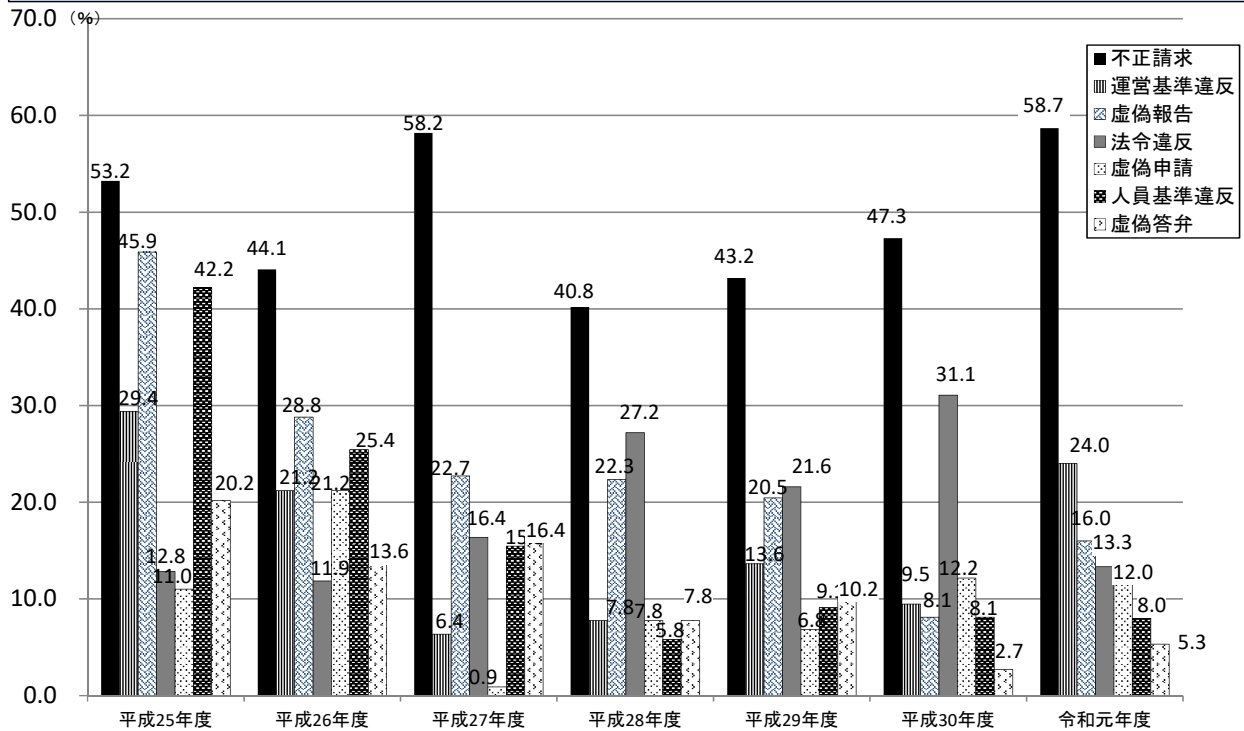
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 指定の効力の停止処分での主な処分事由の年次推移 (平成25年度～令和元年度)

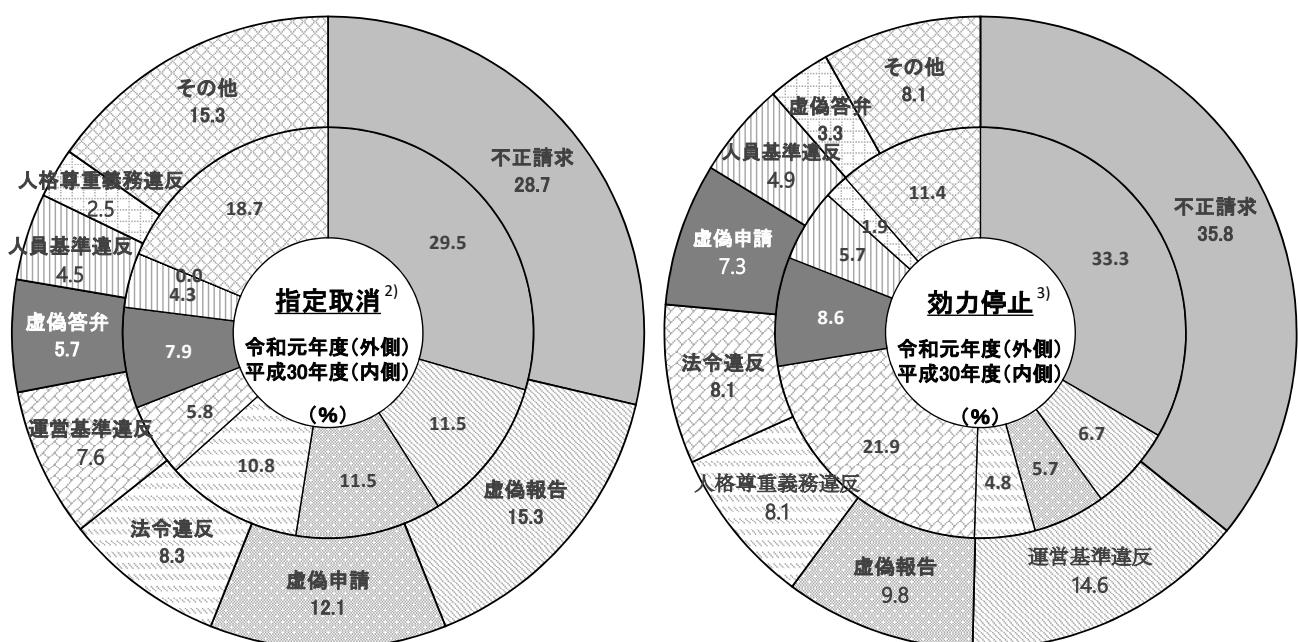
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定取消・効力の停止処分での処分事由 (平成30・令和元年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消処分での処分事由の状況(令和元年度)

(図7)

介護サービスの種類	指定取消 件数	所分事由(複数回答)								
		人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した	その他
		(根拠条文例) 第77条第1項								
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定訪問介護事業所	(19)	2	4	－	17	8	3	4	1	2
指定訪問看護事業所	(2)	1	1	－	1	1	－	1	－	－
指定通所介護事業所	(3)	－	－	1	2	2	1	1	－	1
指定福祉用具貸与事業所	(2)	－	－	－	－	－	－	2	－	－
指定特定福祉用具販売事業所	(2)	－	－	－	－	－	－	2	－	－
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	1	－	－	－	1	－	1	1	－
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(2)	－	－	－	－	－	－	2	－	－
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(2)	－	－	－	－	－	－	2	－	－
指定居宅介護支援事業所	(8)	－	4	2	6	5	2	－	－	4
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	1	1	－	2	1	－	－	－	1
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(2)	－	－	1	1	2	1	－	－	1
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	1	1	－	1	1	－	－	－	－
指定地域密着型通所介護事業所	(6)	－	－	－	5	2	1	2	－	2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	1	1	－	2	1	－	－	1	1
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(2)	－	－	－	－	－	－	－	1	1
第一号訪問事業	(14)	－	－	－	4	－	1	1	8	6
第一号通所事業	(7)	－	－	－	4	－	－	1	1	5
合計	(78)	7	12	4	45	24	9	19	13	24

注：1) ()内は令和元年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。

2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消件数と処分事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止処分での処分事由の状況(令和元年度)

(図8)

介護サービスの種類	指定の効力 の 停止件数		処分事由(複数回答)																	
			人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法その他 保健医療若し くは福祉に関する 法律に基づく 命令に違反した	その他									
			(根拠条文例) 第77条第1項																	
			第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外	
一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
指定訪問介護事業所	(12)	(2)	-	-	5	-	3	-	6	2	3	-	-	-	-	-	-	-	1	
指定訪問看護事業所	(2)	(1)	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	
指定通所介護事業所	(6)	(2)	1	-	2	-	-	-	6	2	1	-	1	-	1	-	-	-	1	
指定通所リハビリテーション事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定短期入所生活介護事業所	(3)	(0)	1	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護老人福祉施設	(3)	(0)	1	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
介護老人保健施設	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	(1)	-	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定居宅介護支援事業所	(4)	(3)	-	-	3	2	-	-	4	2	-	-	-	1	-	1	-	1	2	
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	(1)	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(3)	(0)	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	(1)	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
第一号訪問事業	(4)	(2)	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	-	2	
第一号通所事業	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	2	-	1	-	2	
第一号生活支援事業	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
合計	(59)	(16)	4	2	16	2	10	-	32	12	10	2	1	3	8	1	8	2	2	

注：1) ()内は令和元年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。

2) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、停止件数と処分事由の合計は一致しない。

9. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果 【年度別】（平成21年度～令和元年度）

（図9）

特別検査実施事業者数（合計）：476事業者

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	合計
特別検査実施件数	8	37	20	27	49	46	61	68	58	42	60	476
実施 結果 内 訳	行政指導に基づく 改善報告件数	-	6	3	2	4	13	13	9	5	8	69
	改善勧告件数	2	9	8	19	32	28	33	29	33	17	227
	改善命令件数	-	-	-	-	-	3	4	-	-	-	7
	その他	6	22	9	6	13	5	12	26	20	17	173

注) その他の件数は、特別検査を実施したが、改善指導等に至らなかった件数である。

《参考》主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・役職員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取り組みを行っていなかったため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制体勢も働かなかった。

(1) 令和元年度の指導・監査・指定取消等の状況

第1表 令和元年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

第2表 令和元年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数

第3表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

第4表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

第5表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第6表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部・全部)件数

第7表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

第8表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

第9表 令和元年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第10表 令和元年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

第11表 令和元年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第1表 令和元年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (H31.4.1時点)	実施事業所数			
				うち無通告に よるもの	うち改善報告を 求めた事業所数	うち過誤調整を 指示した事業所数
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	35,604	6,160	41	3,238	644
	指定訪問入浴介護事業所	1,843	305	—	99	7
	指定訪問看護事業所	11,748	1,888	6	952	238
	指定訪問リハビリテーション事業所	1,606	222	—	104	14
	指定居宅療養管理指導事業所	5,221	109	—	18	3
	指定通所介護事業所	24,147	4,519	27	2,353	537
	指定通所リハビリテーション事業所	2,009	444	2	199	37
	指定短期入所生活介護事業所	11,620	2,718	12	1,062	98
	指定短期入所療養介護事業所	1,121	480	1	162	8
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,279	1,214	9	586	97
	指定福祉用具貸与事業所	7,811	1,160	—	590	27
	指定特定福祉用具販売事業所	7,777	1,113	2	509	15
介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設	8,110	2,686	13	1,384	240
	介護老人保健施設	4,282	1,306	9	725	137
	指定介護療養型医療施設	886	121	1	63	12
	介護医療院	212	91	—	53	12
指定 介護 予 防サ ービ ス	指定介護予防訪問介護事業所	93	—	—	—	—
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,683	276	—	78	4
	指定介護予防訪問看護事業所	11,766	1,789	5	826	163
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,536	216	—	93	13
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	4,696	42	—	14	2
	指定介護予防通所介護事業所	149	1	—	—	6
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,883	399	1	154	25
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,134	2,331	6	892	57
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,109	472	1	142	5
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	4,874	1,041	4	440	51
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,748	1,086	—	515	14
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,792	1,062	1	459	9
	指定居宅介護支援事業所	45,157	7,907	58	3,753	1,366
	指定介護予防支援事業所	5,000	543	4	171	7
指定 地域 密着 型サ ービ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,113	197	4	101	13
	指定夜間対応型訪問介護事業所	235	36	—	10	2
	指定認知症対応型通所介護事業所	4,223	683	2	323	52
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,698	1,185	16	648	139
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14,160	2,854	26	1,457	196
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	366	71	1	40	3
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,381	620	6	308	45
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	605	130	—	77	28
防 着 指 定 サ ー ビ ス 予 防 密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,930	609	2	249	22
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,053	904	4	466	100
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	13,279	2,384	12	1,147	124
	合 計	305,839	55,014	324	26,657	5,007

注：介護保険法第71条及び第72条によるみなし指定を受けた事業所は含まない。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	170,249	29,047	17.1
介護保険施設サービス	13,490	4,204	31.2
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	50,157	8,450	16.8
指定地域密着型サービス(予防含む)	71,943	13,313	18.5
合 計	305,839	55,014	18.0

第2表 令和元年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					
			行政指導に基 づく改善報告	改善勧告	改善命令	指定の効力 の一部停止	指定の効力 の全部停止	指定取消 ²⁾
指定 居宅サ ービス	指定訪問介護事業所	145	55	44	2	12	2	19
	指定訪問入浴介護事業所	2	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	35	9	7	-	2	1	2
	指定訪問リハビリテーション事業所	3	1	2	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	2	1	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	70	29	25	-	6	2	3
	指定通所リハビリテーション事業所	14	5	5	1	1	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	62	22	20	-	3	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	16	6	6	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	30	19	8	-	1	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	10	3	2	-	-	-	2
	指定特定福祉用具販売事業所	10	3	1	-	-	-	2
介護 保険 施設 サービス	指定介護老人福祉施設	88	31	24	-	3	-	-
	介護老人保健施設	37	19	12	-	1	-	-
	指定介護療養型医療施設	1	2	1	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定 介護予 防サ ービス	指定介護予防訪問介護事業所	5	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	32	9	5	-	2	1	2
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	3	1	2	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	2	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	7	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	13	5	5	1	1	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	53	21	17	-	2	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	16	7	6	-	1	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	25	15	6	-	1	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	10	3	2	-	-	-	2
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	10	3	1	-	-	-	2
	指定居宅介護支援事業所	108	52	38	1	4	3	8
	指定介護予防支援事業所	3	1	-	-	-	-	-
指定 地域 密着 型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16	1	2	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	26	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	32	4	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	60	16	13	-	2	1	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	96	37	27	-	1	-	2
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	24	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	55	12	5	1	3	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	36	2	3	-	1	-	1
	指定地域密着型通所介護事業所	118	53	26	-	1	-	6
防着指 サ定 サ定 ー型 ビ介 ス護 予地 防域 ス密 ス着	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	16	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	42	11	10	-	2	1	2
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	72	29	22	-	-	-	2
日介 常サ 生介 活予 支防 援・ 総合 事業	第一号訪問事業所	71	26	13	1	4	2	14
	第一号通所事業所	73	29	16	-	3	3	7
	第一号生活支援事業所	7	-	2	1	1	-	-
	第一号介護予防支援事業所	2	-	-	-	-	-	-
合 計		1,559	547	378	8	59	16	78

注：1）立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。
2）指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第3表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	44	33	1	4	1	-	5
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	7	6	-	-	1	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	2	-	-	2	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	25	20	-	1	4	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	5	-	-	5	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	20	5	-	-	13	1	1
	指定短期入所療養介護事業所	6	-	-	6	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	8	7	-	-	1	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	24	1	-	-	21	2	-
	介護老人保健施設	12	-	-	11	1	-	-
	指定介護療養型医療施設	1	-	-	1	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	5	5	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	2	-	-	2	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	5	-	-	5	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	17	2	-	-	13	1	1
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	6	-	-	6	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	6	6	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	38	18	5	7	6	-	2
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2	-	-	-	2	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	13	3	1	2	5	-	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	27	19	1	3	4	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	5	-	-	-	5	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	3	2	-	1	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	26	24	-	-	1	-	1
防着型介護サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	10	3	1	2	4	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	22	18	-	1	3	-	-
日常生活支援	第一号訪問事業所	13	9	1	2	1	-	-
	第一号通所事業所	16	12	-	1	3	-	-
	第一号生活支援事業所	2	1	-	-	1	-	-
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		378	200	10	62	90	4	12

第4表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

都道府県名	都道府県	管内 一般市区町村 (別掲)
北海道	13	9
青森県	-	-
岩手県	-	-
宮城県	3	2
秋田県	-	-
山形県	-	2
福島県	-	-
茨城県	3	2
栃木県	-	-
群馬県	4	-
埼玉県	-	-
千葉県	2	38
東京都	-	1
神奈川県	10	2
新潟県	-	-
富山県	-	-
石川県	-	-
福井県	-	1
山梨県	1	-
長野県	-	-
岐阜県	2	2
静岡県	3	4
愛知県	3	-
三重県	1	-
滋賀県	-	-
京都府	-	2
大阪府	3	3
兵庫県	7	1
奈良県	-	1
和歌山県	-	-
鳥取県	-	2
島根県	-	-
岡山県	-	-
広島県	-	2
山口県	-	-
徳島県	2	4
香川県	1	-
愛媛県	-	1
高知県	5	-
福岡県	-	-
佐賀県	2	1
長崎県	-	-
熊本県	26	3
大分県	2	-
宮崎県	-	1
鹿児島県	-	4
沖縄県	2	-
都道府県計	95	88

	指定都市 (別掲)
札幌市	1
仙台市	6
さいたま市	6
千葉市	1
横浜市	6
川崎市	16
相模原市	-
新潟市	-
静岡市	9
浜松市	-
名古屋市	-
京都市	2
大阪市	27
堺市	-
神戸市	16
岡山市	-
広島市	5
北九州市	3
福岡市	2
熊本市	-
指定都市計	100

	中核市 (別掲)
函館市	2
旭川市	2
青森市	-
八戸市	4
盛岡市	-
秋田市	-
山形市	-
福島市	-
郡山市	-
いわき市	2
宇都宮市	3
前橋市	-
高崎市	5
川越市	-
川口市	-
越谷市	-
船橋市	7
柏市	2
八王子市	-
横須賀市	10
富山市	-
金沢市	-
福井市	-
甲府市	-
長野市	-
岐阜市	-
豊橋市	-
岡崎市	4
豊田市	-
大津市	2
豊中市	-
高槻市	-
枚方市	-
八尾市	3
寝屋川市	2
東大阪市	1
姫路市	7
尼崎市	-
明石市	-
西宮市	3
奈良市	6
和歌山市	2
鳥取市	6
松江市	-
倉敷市	-
呉市	1
福山市	-
下関市	-
高松市	12
松山市	4
高知市	-
久留米市	-
長崎市	-
佐世保市	-
大分市	-
宮崎市	2
鹿児島市	3
那覇市	-
中核市計	95

都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	378
----------------------------	-----

第5表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	12	2	10	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	6	2	4	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	4	3	3	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防着指定介護サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日常生活支援	第一号訪問事業所	4	2	2	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-
	第一号通所事業所	3	3	2	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	-
	第一号生活支援事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		59	16	31	5	1	-	12	2	11	9	4	-	-	-
		75		36		1		14		20		4		-	

第6表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部・全部)件数

都道府県名	都道府県			管内一般市区町村(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止	総数	一部停止	全部停止
北海道	-	-	-	2	2	-
青森県	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	1	1	-
福島県	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	2	-	2	4	-	4
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	1	1	-	-	-	-
新潟県	3	3	-	2	2	-
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	1	1	-
岐阜県	-	-	-	4	2	2
静岡県	1	1	-	1	-	1
愛知県	1	1	-	1	1	-
三重県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	1	1	-
大阪府	2	2	-	4	3	1
兵庫県	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	1	1	-	-	-	-
香川県	1	1	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	1	1	-
長崎県	-	-	-	-	-	-
熊本県	3	3	-	1	1	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	3	3	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-
都道府県計	18	16	2	23	15	8

	指定都市(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止
札幌市	-	-	-
仙台市	-	-	-
さいたま市	1	-	1
千葉市	-	-	-
横浜市	5	5	-
川崎市	-	-	-
相模原市	-	-	-
新潟市	-	-	-
静岡市	-	-	-
浜松市	-	-	-
名古屋市	-	-	-
京都市	1	1	-
大阪市	-	-	-
堺市	-	-	-
神戸市	4	4	-
岡山市	-	-	-
広島市	7	7	-
北九州市	-	-	-
福岡市	-	-	-
熊本市	-	-	-
指定都市計	18	17	1

	中核市(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止
函館市	-	-	-
旭川市	5	3	2
青森市	-	-	-
八戸市	-	-	-
盛岡市	-	-	-
秋田市	-	-	-
山形市	-	-	-
福島市	-	-	-
郡山市	-	-	-
いわき市	5	5	-
宇都宮市	-	-	-
前橋市	-	-	-
高崎市	-	-	-
川越市	-	-	-
川口市	-	-	-
越谷市	-	-	-
船橋市	-	-	-
柏市	-	-	-
八王子市	-	-	-
横須賀市	-	-	-
富山市	-	-	-
金沢市	-	-	-
福井市	-	-	-
甲府市	-	-	-
長野市	-	-	-
岐阜市	-	-	-
豊橋市	1	-	1
岡崎市	-	-	-
豊田市	-	-	-
大津市	1	1	-
豊中市	-	-	-
高槻市	-	-	-
枚方市	-	-	-
八尾市	-	-	-
寝屋川市	-	-	-
東大阪市	-	-	-
姫路市	-	-	-
尼崎市	-	-	-
明石市	3	1	2
西宮市	-	-	-
奈良市	-	-	-
和歌山市	-	-	-
鳥取市	-	-	-
松江市	1	1	-
倉敷市	-	-	-
呉市	-	-	-
福山市	-	-	-
下関市	-	-	-
高松市	-	-	-
松山市	-	-	-
高知市	-	-	-
久留米市	-	-	-
長崎市	-	-	-
佐世保市	-	-	-
大分市	-	-	-
宮崎市	-	-	-
鹿児島市	-	-	-
那覇市	-	-	-
中核市計	16	11	5

	総数	一部停止	全部停止
都道府県・指定都市・中核市計	75	59	16

第7表 令和元年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定 非営利 活動法人	医療法人	社会福祉 法人	地方公共 団体	その他
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	19	18	1	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	2	2	-	-	-	-	-
介護 保 険 施 設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定 介護予 防サ ービ ス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	8	7	-	1	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定 地域 密着 型サ ービ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	6	4	2	-	-	-	-
防 着 指 定 サ ー ビ ス ・ 日 常 生 活 支 援	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
日 常 生 活 支 援	第一号訪問事業所	14	13	1	-	-	-	-
	第一号通所事業所	7	7	-	-	-	-	-
	第一号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		78	69	6	1	2	-	-

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第8表 令和元年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

都道府県名	都道府県	管内 一般市区町村 (別掲)
北海道	-	2
青森県	-	-
岩手県	-	-
宮城県	-	-
秋田県	-	-
山形県	-	-
福島県	-	-
茨城県	-	-
栃木県	-	-
群馬県	-	-
埼玉県	-	1
千葉県	-	-
東京都	-	1
神奈川県	-	-
新潟県	-	-
富山県	-	-
石川県	1	-
福井県	-	2
山梨県	-	1
長野県	-	-
岐阜県	-	-
静岡県	-	-
愛知県	-	-
三重県	-	-
滋賀県	-	3
京都府	-	-
大阪府	3	3
兵庫県	-	-
奈良県	-	-
和歌山県	2	1
鳥取県	-	-
島根県	-	-
岡山県	-	-
広島県	-	-
山口県	-	-
徳島県	2	6
香川県	-	-
愛媛県	-	-
高知県	-	-
福岡県	-	-
佐賀県	-	-
長崎県	-	-
熊本県	2	-
大分県	-	-
宮崎県	-	-
鹿児島県	1	3
沖縄県	-	-
都道府県計	11	23

	指定都市 (別掲)
札幌市	2
仙台市	-
さいたま市	-
千葉市	-
横浜市	-
川崎市	-
相模原市	-
新潟市	2
静岡市	-
浜松市	-
名古屋市	-
京都市	-
大阪市	3
堺市	-
神戸市	3
岡山市	-
広島市	5
北九州市	-
福岡市	2
熊本市	-
指定都市計	17

	中核市 (別掲)
函館市	-
旭川市	-
青森市	-
八戸市	3
盛岡市	-
秋田市	-
山形市	-
福島市	4
郡山市	-
いわき市	-
宇都宮市	-
前橋市	2
高崎市	-
川越市	-
川口市	-
越谷市	1
船橋市	-
柏市	-
八王子市	7
横須賀市	-
富山市	-
金沢市	-
福井市	-
甲府市	-
長野市	-
岐阜市	-
豊橋市	2
岡崎市	-
豊田市	-
大津市	1
豊中市	-
高槻市	-
枚方市	-
八尾市	-
寝屋川市	-
東大阪市	2
姫路市	-
尼崎市	-
明石市	-
西宮市	-
奈良市	4
和歌山市	-
鳥取市	-
松江市	-
倉敷市	-
呉市	-
福山市	-
下関市	-
高松市	-
松山市	-
高知市	-
久留米市	-
長崎市	-
佐世保市	-
大分市	-
宮崎市	1
鹿児島市	-
那覇市	-
中核市計	27

都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	78
----------------------------	----

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第9表 令和元年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類				指定の効力の 停止件数		処分事由(複数回答)																	
						人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなかった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなかった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法そ の他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に基 づく命令に違反 した	その他									
						(根拠条文例) 第77条第1項																	
						第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外	
		総数	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部			
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	14	12	2	-	-	5	-	3	-	6	2	3	-	-	-	-	-	-	-	1		
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定訪問看護事業所	3	2	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-		
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定通所介護事業所	8	6	2	1	-	2	-	-	-	6	2	1	-	1	-	1	-	-	-	1		
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定短期入所生活介護事業所	3	3	-	1	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
サ ー ビ ス 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設	3	3	-	1	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問看護事業所	3	2	1	-	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	指定居宅介護支援事業所	7	4	3	-	-	3	2	-	-	4	2	-	-	-	1	-	1	-	1	2		
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	3	2	1	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	3	3	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-			
指定地域密着型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-			
防 着 型 介 護 サ ー ビ ス 予 密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	3	2	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-		
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
日 常 生 活 支 援 介 護 予 防 サ ー ビ ス	第一号訪問事業所	6	4	2	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	3	-	-	2		
	第一号通所事業所	6	3	3	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-		
	第一号生活支援事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計		75	59	16	4	2	16	2	10	-	32	12	10	2	1	3	8	1	8	2	2		

注：複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と処分事由の合計は一致しない。

第10表 令和元年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類		指定取消 件数	処分事由(複数回答)								
			人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなかった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなかった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した	その他
			(根拠条文例) 第77条第1項								
			第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	19	2	4	-	17	8	3	4	1	2
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	1	1	-	1	1	-	1	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	-	-	1	2	2	1	1	-	1
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
介護療養施設サービス	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	1	-	-	-	1	-	1	1	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	8	-	4	2	6	5	2	-	-	4
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	-	2	1	-	-	-	1
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	2	-	-	1	1	2	1	-	-	1
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設内居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	6	-	-	-	5	2	1	2	-	2
指定介護予防認知症対応型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	-	2	1	-	-	1	1
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1
介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業所	14	-	-	-	4	-	1	1	8	6
	第一号通所事業所	7	-	-	-	4	-	-	1	1	5
	第一号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		78	7	12	4	45	24	9	19	13	24

注：1) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消件数と処分事由の合計は一致しない。
2) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第11表 令和元年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

	総数	一部停止				全部停止				取消
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	33	10	1	-	1	2	-	-	19
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	5	1	1	-	-	1	-	-	2
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	11	4	2	-	-	2	-	-	3
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	3	-	3	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	指定特定福祉用具販売事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	3	1	2	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	5	1	1	-	-	1	-	-	2
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	-	2	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	指定居宅介護支援事業所	15	3	1	-	-	2	1	-	8
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5	1	1	-	-	1	-	-	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	3	-	-	-	1	-	-	-	2
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設内所者生活介護事業所	3	2	1	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	1
	指定地域密着型通所介護事業所	7	1	-	-	-	-	-	-	6
防着指定地域密着型介護サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5	1	1	-	-	1	-	-	2
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2
日常生活支援・介護予防・第一号	第一号訪問事業所	20	4	-	-	-	2	-	-	14
	第一号通所事業所	13	2	1	-	-	3	-	-	7
	第一号生活支援事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	第一号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		153	36	18	-	5	15	1	-	78

注:1) 取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成18年度～令和元年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度～令和元年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成12年度～令和元年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成18年度～令和元年度)

都道府県名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		合計		
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	5	2	46	18	64
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	3
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	3	-	1	-	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	4	-	-	-	21	6	27
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	2	4
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	5	-	22	4	26
茨城県	-	-	-	-	3	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	8
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	4	-	3	-	-	-	-	5	-	4	-	-	-	18	1	19
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	-	6	14	24	38
埼玉県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	2	-	-	3	3	-	-	1	11	5	16
千葉県	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	1	4	2	7	7	1	-	-	-	5	-	1	-	-	-	24	10	34
東京都	-	1	1	-	-	1	46	-	2	-	3	-	2	-	1	1	8	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	65	6	71
神奈川県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	6	-	-	-	3	-	4	-	3	2	2	10	3	6	-	3	6	-	30	21	51
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	3	-	2	-	3	-	2	-	-	-	-	-	5	-	22	-	22
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	8	6	14
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	5	2	7
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	10	4	-	2	10	-	3	2	2	-	1	4	-	3	1	1	1	1	29	17	46
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	10	-	6	-	9	1	3	-	3	1	3	-	2	1	50	3	53
三重県	-	-	-	-	1	2	5	2	1	2	-	-	1	1	7	2	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	17	11	28
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	4
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	-	-	2	-	5	3	8
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	5	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	5	1	52	50	102	
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	5	2	27	17	44	
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	3
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	-	-	14	2	16	
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	4	1	5
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	1	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	14	16
広島県	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	2	-	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	7	-	-	24	1	25
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	1	3	-	2	-	-	1	9	10	
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3	-	3	
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	2	4	8	6	3	1	1	-	14	16	30
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
高知県	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-	4	9	13
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	6	5	11	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	1	-	18	-	18	
長崎県	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	-	-	12	17	29
熊本県	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	5	3	8	
大分県	-	-	1	2	-	2	-	1	-	-	-	2	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	14
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	5	-	1	-	-	-	2	-	-	-	12	-	12
鹿児島県	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	3	-	5	3	8
沖縄県	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	7	5	12
合 計	-	6	5	3	14	7	61	8	11	4	57	29	28	29	83	26	83	35	66	42	68	35	50	38	47	27	59	16	632	305	
	6	8		21		69		15		86		57		109		118		108		103		88		74		75		937			

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度～令和元年度)

都道府県名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
北海道	-	3	11	7	4	16	3	2	8	-	4	5	2	2	-	-	5	-	1	4	77
青森県	-	-	-	2	-	-	1	-	1	-	2	1	-	-	4	11	4	-	-	3	29
岩手県	-	-	-	-	2	1	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	10
宮城県	-	-	2	-	8	1	-	2	6	3	-	2	-	2	1	-	1	3	-	-	31
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	5
山形県	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	3	-	-	9
福島県	1	-	-	-	6	2	-	7	2	1	-	-	-	4	-	2	-	2	-	4	31
茨城県	-	-	-	3	-	2	-	11	1	3	-	2	2	5	-	-	-	-	-	-	29
栃木県	1	-	3	4	2	1	-	1	7	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	24
群馬県	-	1	4	3	2	-	2	1	4	2	-	-	-	3	6	5	3	11	1	2	50
埼玉県	-	6	2	-	-	-	4	-	6	5	1	-	-	2	-	1	4	13	4	2	50
千葉県	-	-	1	-	6	-	2	4	10	-	-	-	2	3	13	2	-	-	1	-	44
東京都	-	3	4	3	5	4	24	19	15	6	10	6	-	-	-	-	5	-	5	8	117
神奈川県	-	-	1	-	1	3	2	-	2	3	3	-	-	12	4	10	10	14	1	-	66
新潟県	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	10
富山県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	1	9
福井県	-	-	-	-	2	10	-	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	19
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	2	-	1	8
長野県	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	3	1	-	2	1	-	-	-	-	15
岐阜県	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	2	2	-	-	4	-	-	-	-	-	17
静岡県	-	-	3	-	1	2	2	1	-	4	8	12	4	4	1	-	4	7	-	-	53
愛知県	-	-	3	1	2	3	-	5	-	-	-	-	-	-	5	5	14	8	2	2	50
三重県	-	4	-	1	-	-	-	-	7	2	7	-	1	3	-	-	-	-	-	-	25
滋賀県	-	-	1	3	7	2	2	1	-	-	-	1	-	-	10	-	-	-	-	4	31
京都府	-	3	30	12	1	10	3	-	-	-	-	-	-	-	8	6	2	-	-	-	75
大阪府	1	2	10	5	9	2	3	6	2	12	19	-	5	12	7	25	34	48	16	11	229
兵庫県	-	1	2	-	1	1	6	9	4	2	8	2	-	4	10	9	1	5	13	3	81
奈良県	-	-	2	1	-	-	3	-	-	3	2	-	-	-	-	2	4	3	-	4	24
和歌山県	1	-	-	3	-	-	-	-	-	5	3	3	9	-	-	-	3	4	3	3	37
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	6	5	3	-	-	16
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	2	2	1	-	8
岡山県	-	-	-	-	-	2	-	8	9	6	1	2	2	2	-	-	-	3	-	-	35
広島県	-	-	-	6	-	-	1	-	1	1	5	2	8	12	2	5	9	10	-	5	67
山口県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	2	3	-	-	-	-	11
徳島県	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	13	5	9	9	2	2	3	-	5	8	59
香川県	-	-	2	2	-	8	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	14
愛媛県	-	-	-	-	2	2	-	1	2	8	-	2	2	3	-	2	-	-	-	-	24
高知県	-	-	-	-	-	2	1	5	10	-	-	2	2	-	-	-	-	12	-	-	34
福岡県	-	-	-	20	3	8	7	-	2	3	1	-	-	2	-	4	7	13	14	2	86
佐賀県	-	-	-	1	-	2	-	3	3	-	-	-	-	5	2	-	2	-	-	-	18
長崎県	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	3	2	3	9	-	6	7	-	-	-	35
熊本県	1	-	1	1	1	4	-	3	-	2	8	10	5	-	-	-	4	-	7	2	49
大分県	-	-	-	-	5	-	-	-	6	3	2	-	-	1	6	2	-	-	1	-	26
宮崎県	2	-	1	3	2	2	3	-	3	-	-	-	-	2	-	2	5	-	-	1	26
鹿児島県	-	-	-	13	2	2	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	4	34
沖縄県	-	-	-	2	1	1	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
合 計	7	29	90	105	81	96	73	97	116	82	103	80	63	109	94	119	141	169	79	78	1,811

注:1) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

(令和元年度末時点)

指定取消等年次	指定取消等 事業所数 ¹⁾	返還対象 事業所数 ²⁾	返還額の状況(単位:百万円)			
			返還請求額 ³⁾	返還済額	不納欠損額	未済額 ⁴⁾
平成12年度	7	6	30	30	-	-
平成13年度	29	25	225	139	15	71
平成14年度	90	66	1,601	665	623	312
平成15年度	105	84	1,569	664	610	295
平成16年度	81	65	1,003	530	294	179
平成17年度	96	75	1,302	932	261	108
平成18年度	79	49	537	151	181	204
平成19年度	105	89	2,451	2,032	234	185
平成20年度	137	88	1,279	613	416	250
平成21年度	151	63	581	323	209	50
平成22年度	118	85	1,498	689	742	67
平成23年度	166	102	3,861	2,137	158	1,565
平成24年度	120	78	338	215	35	87
平成25年度	218	142	1,406	771	352	283
平成26年度	212	125	828	679	71	77
平成27年度	227	138	573	382	117	73
平成28年度	244	135	922	477	38	407
平成29年度	257	146	1,169	835	96	237
平成30年度	153	83	981	347	219	415
令和元年度	153	95	850	461	⁵⁾ 0	389
合 計	2,748	1,739	23,003	13,073	4,673	5,257

注:1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。

2) 返還対象事業所数には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。

3) 返還請求額には、加算金の額を含む。

4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

5) 金額は百万円未満。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

- 第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)
- 第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)
- 第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)
- 第4表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)
- 第5表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)
- 第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)
- 第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)
- 第8表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)
- 第9表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)
- 第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)
- 第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市所管所管分)

1. 業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	962	962	1,021	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156	159
都道府県所管	42,603	42,729	45,868	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886	50,955
指定都市所管	634	629	652	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814	14,109
中核市所管	425	420	424	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109	2,470
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,750	1,791	1,701	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132	3,217
合計	46,374	46,531	49,666	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097	70,910

2. 業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	7 (-)	134 (-)	117 (3)	198 (1)	215 (2)	326 (10)	10 (-)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1,133 (22)
都道府県所管	129 (4)	2,267 (48)	5,243 (137)	4,188 (169)	5,257 (42)	5,558 (154)	5,103 (174)	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	51,284 (1,833)
指定都市・中核市所管	2 (-)	38 (-)	362 (162)	160 (47)	525 (55)	385 (30)	1,880 (114)	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	10,746 (791)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	116 (25)	125 (19)	177 (16)	273 (73)	212 (37)	275 (27)	236 (38)	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	2,419 (490)
合計	254 (29)	254 (29)	2,564 (67)	5,899 (318)	4,819 (290)	6,209 (136)	6,544 (221)	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	58,607 (2,839)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3. 業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	1 (-)	5 (4)	2 (1)	3 (3)	6 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	29 (24)
都道府県所管	7 (2)	30 (10)	18 (10)	24 (18)	37 (26)	40 (37)	38 (35)	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	332 (225)
指定都市・中核市所管	- (-)	2 (1)	- (-)	- (-)	3 (3)	1 (1)	15 (10)	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	78 (42)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	2 (-)	4 (-)	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	37 (4)
合計	8 (2)	37 (15)	20 (11)	27 (21)	49 (36)	46 (41)	61 (49)	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	476 (295)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	42	33	-	2	4	-	3
	中	81	64	-	7	7	-	3
	小	36	30	2	1	-	-	3
	合計	159	127	2	10	11	-	9
(2)都道府県所管	大	40	21	-	2	15	-	2
	中	1,416	372	8	277	669	4	86
	小	49,499	32,574	2,413	5,122	6,635	1,230	1,525
	合計	50,955	32,967	2,421	5,401	7,319	1,234	1,613
(3)指定都市所管	大	2	-	-	-	2	-	-
	中	113	13	1	23	64	1	11
	小	13,994	10,867	628	1,167	922	8	402
	合計	14,109	10,880	629	1,190	988	9	413
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	2	-	1	5	-	2
	小	2,460	2,055	123	130	121	1	30
	合計	2,470	2,057	123	131	126	1	32
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	9	9	-	-	-	-	-
	中	26	5	2	10	4	-	5
	小	3,182	2,209	275	157	374	38	129
	合計	3,217	2,223	277	167	378	38	134
総 合 計 (1)～(5)	大	93	63	-	4	21	-	5
	中	1,646	456	11	318	749	5	107
	小	69,171	47,735	3,441	6,577	8,052	1,277	2,089
	総計	70,910	48,254	3,452	6,899	8,822	1,282	2,201

注：(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)

(令和元年度)

都道府県名	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
北海道	大	1	-	-	-	-	-	1
	中	50	14	-	14	19	-	3
	小	1,975	1,153	78	166	388	146	44
	(小計)	2,026	1,167	78	180	407	146	48
青森県	大	1	-	-	1	-	-	-
	中	32	3	-	-	26	-	3
	小	682	392	23	58	157	32	20
	(小計)	715	395	23	59	183	32	23
岩手県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	29	5	1	6	16	-	1
	小	610	350	32	56	123	24	25
	(小計)	639	355	33	62	139	24	26
宮城県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	4	-	1	9	-	1
	小	488	291	31	37	88	26	15
	(小計)	503	295	31	38	97	26	16
秋田県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	21	3	-	3	15	-	-
	小	515	320	15	50	96	15	19
	(小計)	536	323	15	53	111	15	19
山形県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	4	-	4	6	-	2
	小	410	213	23	33	105	17	19
	(小計)	426	217	23	37	111	17	21
福島県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	34	8	-	7	13	-	6
	小	890	545	37	98	164	14	32
	(小計)	924	553	37	105	177	14	38
茨城県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	31	9	-	8	14	-	-
	小	1,228	750	32	140	220	29	57
	(小計)	1,259	759	32	148	234	29	57
栃木県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	4	-	2	9	-	1
	小	814	480	64	85	152	-	33
	(小計)	830	484	64	87	161	-	34
群馬県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	38	11	1	13	10	-	3
	小	1,309	906	60	95	188	18	42
	(小計)	1,348	918	61	108	198	18	45
埼玉県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	32	11	-	8	10	-	3
	小	2,096	1,424	99	175	312	42	44
	(小計)	2,129	1,436	99	183	322	42	47
千葉県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	45	18	1	8	17	-	1
	小	2,006	1,398	147	157	241	49	14
	(小計)	2,052	1,417	148	165	258	49	15
東京都	大	11	9	-	-	2	-	-
	中	155	65	1	22	61	-	6
	小	5,221	4,136	303	349	268	20	145
	(小計)	5,387	4,210	304	371	331	20	151
神奈川県	大	4	3	-	-	1	-	-
	中	58	26	-	8	20	-	4
	小	1,440	982	122	103	166	4	63
	(小計)	1,502	1,011	122	111	187	4	67
新潟県	大	3	-	-	-	3	-	-
	中	40	11	-	4	22	-	3
	小	461	253	9	39	118	19	23
	(小計)	504	264	9	43	143	19	26
富山県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	4	-	6	9	-	-
	小	412	213	41	55	67	11	25
	(小計)	431	217	41	61	76	11	25
石川県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	1	-	3	9	-	2
	小	607	367	36	74	94	20	16
	(小計)	622	368	36	77	103	20	18
福井県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	11	3	-	2	5	-	1
	小	435	219	17	69	88	12	30
	(小計)	446	222	17	71	93	12	31
山梨県	大	1	-	-	1	-	-	-
	中	11	4	-	1	4	-	2
	小	481	293	19	46	86	29	8
	(小計)	493	297	19	48	90	29	10
長野県	大	2	-	-	-	1	-	1
	中	29	1	-	4	18	2	4
	小	1,068	524	161	92	175	76	40
	(小計)	1,099	525	161	96	194	78	45
岐阜県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	22	3	-	4	13	-	2
	小	961	597	48	126	127	35	28
	(小計)	984	601	48	130	140	35	30
静岡県	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	43	13	1	7	21	-	1
	小	1,172	845	50	95	123	25	34
	(小計)	1,216	858	51	102	145	25	35
愛知県	大	3	1	-	-	2	-	-
	中	66	17	-	18	31	-	-
	小	1,986	1,494	68	186	162	28	48
	(小計)	2,055	1,512	68	204	195	28	48
三重県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	27	5	1	3	16	-	2
	小	1,185	833	88	75	136	24	29
	(小計)	1,212	838	89	78	152	24	31

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)

(令和元年度)

都道府県名	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
滋賀県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	17	4	-	1	12	-	-
	小	621	388	69	49	77	16	22
	(小計)	638	392	69	50	89	16	22
京都府	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	1	-	-	4	-	-
	小	324	134	27	47	84	12	20
	(小計)	329	135	27	47	88	12	20
大阪府	大	2	1	-	-	1	-	-
	中	112	41	-	21	44	-	6
	小	3,329	2,616	133	242	264	8	66
	(小計)	3,443	2,658	133	263	309	8	72
兵庫県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	33	5	-	5	19	1	3
	小	1,089	764	-	114	142	26	43
	(小計)	1,122	769	-	119	161	27	46
奈良県	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	20	4	-	8	7	-	1
	小	996	757	39	52	105	30	13
	(小計)	1,017	761	39	60	113	30	14
和歌山県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	4	-	3	9	-	3
	小	843	591	18	77	102	34	21
	(小計)	862	595	18	80	111	34	24
鳥取県	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	13	1	-	6	6	-	-
	小	237	144	5	31	43	9	5
	(小計)	251	145	5	37	50	9	5
島根県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	11	2	-	1	6	-	2
	小	515	295	30	42	110	21	17
	(小計)	526	297	30	43	116	21	19
岡山県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	27	6	-	3	18	-	-
	小	858	495	36	142	129	27	29
	(小計)	885	501	36	145	147	27	29
広島県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	53	13	2	11	24	1	2
	小	936	550	29	165	134	17	41
	(小計)	990	564	31	176	158	18	43
山口県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	21	5	-	7	9	-	-
	小	674	397	24	98	117	16	22
	(小計)	695	402	24	105	126	16	22
徳島県	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	14	1	-	5	7	-	1
	小	685	446	23	110	63	16	27
	(小計)	700	447	23	115	71	16	28
香川県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	20	4	-	3	12	-	1
	小	617	400	25	85	76	19	12
	(小計)	637	404	25	88	88	19	13
愛媛県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	36	6	-	5	21	-	4
	小	916	607	33	124	106	19	27
	(小計)	952	613	33	129	127	19	31
高知県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	1	-	4	7	-	-
	小	547	309	21	98	64	36	19
	(小計)	559	310	21	102	71	36	19
福岡県	大	2	1	-	-	1	-	-
	中	44	15	-	11	14	-	4
	小	2,020	1,346	63	236	260	50	65
	(小計)	2,066	1,362	63	247	275	50	69
佐賀県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	8	1	-	1	6	-	-
	小	464	234	40	101	60	21	8
	(小計)	472	235	40	102	66	21	8
長崎県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	1	-	4	14	-	-
	小	785	391	21	140	184	20	29
	(小計)	804	392	21	144	198	20	29
熊本県	大	1	1	-	-	-	-	-
	中	13	2	-	5	6	-	-
	小	755	386	35	126	152	27	29
	(小計)	769	389	35	131	158	27	29
大分県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	22	1	-	3	16	-	2
	小	729	403	32	148	95	8	43
	(小計)	751	404	32	151	111	8	45
宮崎県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	2	-	-	4	-	1
	小	1,071	716	42	130	130	16	37
	(小計)	1,078	718	42	130	134	16	38
鹿児島県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	2	-	8	6	-	3
	小	926	421	39	194	202	32	38
	(小計)	945	423	39	202	208	32	41
沖縄県	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	3	-	6	5	-	2
	小	1,110	806	26	112	92	35	39
	(小計)	1,126	809	26	118	97	35	41
都道府県 総 計	大	40	21	-	2	15	-	2
	中	1,416	372	8	277	669	4	86
	小	49,499	32,574	2,413	5,122	6,635	1,230	1,525
	(合計)	50,955	32,967	2,421	5,401	7,319	1,234	1,613

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	業務管理体制の整備 に関する届出事業 者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
札幌市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	1	-	3	6	-	-
	小計	1,055	822	59	98	43	-	33
仙台市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	-	-	2	3	-	-
	小計	429	335	23	30	33	-	8
さいたま市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	1	-	-
	小計	323	247	12	20	29	-	15
千葉市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	4	1	-	-	3	-	-
	小計	361	282	18	26	25	-	10
横浜市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	1	-	-
	小計	979	691	96	77	86	-	29
川崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	6	-	-	-	5	-	1
	小計	299	216	34	22	19	1	7
相模原市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小計	249	182	11	20	30	-	6
新潟市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	-	-	2	3	-	-
	小計	378	257	14	33	56	1	17
静岡市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	2	-	-
	小計	328	256	14	30	27	1	-
浜松市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	3	-	-	1	2	-	-
	小計	329	245	13	35	32	1	3
名古屋市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	13	3	1	2	4	-	3
	小計	982	800	27	70	63	1	21
京都市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	-	-	3	8	-	1
	小計	681	518	29	63	44	2	25
大阪市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	1	-	5	3	-	3
	小計	3,098	2,606	102	158	143	-	89
堺市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	2	-	-
	小計	736	617	29	29	46	-	15
神戸市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	1	-	2	6	-	1
	小計	875	672	56	73	41	1	32
岡山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	6	1	-	1	3	-	1
	小計	397	269	20	66	27	-	15
広島市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小計	505	339	17	95	38	-	16
北九州市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	3	-	1	2	1	-
	小計	757	585	17	79	56	-	20
福岡市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	1	-	1
	小計	771	596	22	75	48	-	30
熊本市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	1	-	1	5	-	-
	小計	462	332	15	68	36	-	11
指定都市 総 計	大	2	-	-	-	2	-	-
	中	113	13	1	23	64	1	11
	小計	13,994	10,867	628	1,167	922	8	402
	(合計)	14,109	10,880	629	1,190	988	9	413

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	業務管理体制の整 備に関する届出事業 者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
函館市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	8	7	-	1	-	-	-
	(小計)	8	7	-	1	-	-	-
旭川市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	39	35	4	-	-	-	-
	(小計)	39	35	4	-	-	-	-
青森市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	33	27	-	2	4	-	-
	(小計)	33	27	-	2	4	-	-
八戸市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	18	14	1	2	1	-	-
	(小計)	18	14	1	2	1	-	-
盛岡市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	8	7	1	-	-	-	-
	(小計)	8	7	1	-	-	-	-
秋田市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	25	1	-	-	-	-
	(小計)	26	25	1	-	-	-	-
山形市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	11	9	-	1	1	-	-
	(小計)	11	9	-	1	1	-	-
福島市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	9	-	-	-	-	-
	(小計)	9	9	-	-	-	-	-
郡山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	17	16	-	-	1	-	-
	(小計)	17	16	-	-	1	-	-
いわき市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	14	13	1	-	-	-	-
	(小計)	14	13	1	-	-	-	-
宇都宮市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	11	9	-	2	-	-	-
	(小計)	11	9	-	2	-	-	-
前橋市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	7	2	-	-	-	-
	(小計)	9	7	2	-	-	-	-
高崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	34	31	2	-	-	-	1
	(小計)	34	31	2	-	-	-	1
川越市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	7	5	1	-	1	-	-
	(小計)	7	5	1	-	1	-	-
川口市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	2	2	-	-	-	-	-
	(小計)	2	2	-	-	-	-	-
越谷市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	2	2	-	-	-	-	-
	(小計)	11	11	-	-	-	-	-
船橋市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	7	-	2	-	-	-
	(小計)	9	7	-	2	-	-	-
柏市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	7	3	3	1	-	-	-
	(小計)	7	3	3	1	-	-	-
八王子市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	10	2	-	-	-	1
	(小計)	13	10	2	-	-	-	1
横須賀市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	49	45	2	1	-	-	1
	(小計)	49	45	2	1	-	-	1
富山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	2	2	-	-	-	-	-
	(小計)	2	2	-	-	-	-	-

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	業務管理体制の整備 に関する届出事業 者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
金沢市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	68	43	2	2	21	-	-
	(小計)	68	43	2	2	21	-	-
福井市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	6	6	-	-	-	-	-
	(小計)	6	6	-	-	-	-	-
甲府市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	21	2	1	1	-	1
	(小計)	26	21	2	1	1	-	1
長野市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	12	8	2	1	1	-	-
	(小計)	12	8	2	1	1	-	-
岐阜市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	17	2	-	-	-	-
	(小計)	19	17	2	-	-	-	-
豊橋市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	12	-	1	-	-	-
	(小計)	13	12	-	1	-	-	-
岡崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	25	24	-	-	1	-	-
	(小計)	25	24	-	-	1	-	-
豊田市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	18	16	2	-	-	-	-
	(小計)	18	16	2	-	-	-	-
大津市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	15	2	-	2	-	-
	(小計)	19	15	2	-	2	-	-
豊中市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	28	24	4	-	-	-	-
	(小計)	28	24	4	-	-	-	-
高槻市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	20	14	1	2	3	-	-
	(小計)	20	14	1	2	3	-	-
枚方市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	42	42	-	-	-	-	-
	(小計)	42	42	-	-	-	-	-
八尾市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	22	-	1	3	-	-
	(小計)	26	22	-	1	3	-	-
寝屋川市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-
東大阪市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	16	-	2	1	-	-
	(小計)	19	16	-	2	1	-	-
姫路市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	1	-	-
	小	324	246	16	27	29	-	6
	(小計)	325	246	16	27	30	-	6
尼崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	4	-	-	1	1	-	2
	小	484	418	18	22	13	-	13
	(小計)	488	418	18	23	14	-	15
明石市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	1	-	-
	小	119	87	5	15	9	-	3
	(小計)	120	87	5	15	10	-	3
西宮市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	2	-	-
	小	355	309	12	22	8	1	3
	(小計)	357	309	12	22	10	1	3
奈良市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	8	-	1	-	-	-
	(小計)	9	8	-	1	-	-	-
和歌山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	23	21	-	1	1	-	-
	(小計)	23	21	-	1	1	-	-

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	業務管理体制の整備 に関する届出事業 者数 (H31.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
鳥取市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	17	7	1	1	-	-
	(小計)	26	17	7	1	1	-	-
松江市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	4	1	1	3	-	-
	(小計)	9	4	1	1	3	-	-
倉敷市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	47	41	2	3	1	-	-
	(小計)	47	41	2	3	1	-	-
呉市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-
福山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	43	39	4	-	-	-	-
	(小計)	43	39	4	-	-	-	-
下関市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	34	27	4	-	3	-	-
	(小計)	34	27	4	-	3	-	-
高松市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	22	19	2	1	-	-	-
	(小計)	22	19	2	1	-	-	-
松山市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	31	24	1	2	4	-	-
	(小計)	31	24	1	2	4	-	-
高知市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	41	35	1	2	3	-	-
	(小計)	41	35	1	2	3	-	-
久留米市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	40	36	1	2	-	-	1
	(小計)	40	36	1	2	-	-	1
長崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	37	33	3	1	-	-	-
	(小計)	37	33	3	1	-	-	-
佐世保市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	32	26	1	3	2	-	-
	(小計)	32	26	1	3	2	-	-
大分市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	4	-	4	-	-	-	-
	(小計)	4	-	4	-	-	-	-
宮崎市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	21	19	1	1	-	-	-
	(小計)	21	19	1	1	-	-	-
鹿児島市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	68	59	3	3	3	-	-
	(小計)	68	59	3	3	3	-	-
那覇市	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	13	-	-	-	-	-
	(小計)	13	13	-	-	-	-	-
中核市 総 計	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	2	-	1	5	-	2
	小	2,460	2,055	123	130	121	1	30
	(合計)	2,470	2,057	123	131	126	1	32

第4表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

(令和元年度)

	法人種別	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	営利法人	127	31	19	-	6	-	25	-
	特定非営利活動法人	2	1	1	-	-	-	1	-
	医療法人	10	1	1	-	-	-	1	-
	社会福祉法人	11	1	-	-	1	-	1	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	159	34	21	-	7	-	28	-
(2)都道府県所管	営利法人	32,967	3,632	2,427	128	738	72	3,165	200
	特定非営利活動法人	2,421	217	144	4	45	5	189	9
	医療法人	5,401	927	579	37	240	10	819	47
	社会福祉法人	7,319	1,420	922	42	447	15	1,369	57
	地方公共団体	1,234	118	66	42	20	1	86	6
	その他	1,613	215	178	9	34	4	212	13
	(小計)	50,955	6,529	4,316	262	1,524	107	5,840	332
(3)指定都市所管	営利法人	10,880	1,119	952	9	108	3	1,060	12
	特定非営利活動法人	629	75	60	-	5	-	65	-
	医療法人	1,190	179	146	3	28	-	174	3
	社会福祉法人	988	157	106	4	44	-	150	4
	地方公共団体	9	1	-	-	1	-	1	-
	その他	413	38	30	-	4	-	34	-
	(小計)	14,109	1,569	1,294	16	190	3	1,484	19
(4)中核市所管	営利法人	2,057	296	73	-	96	3	169	3
	特定非営利活動法人	123	21	7	-	11	-	18	-
	医療法人	131	19	2	-	13	-	15	-
	社会福祉法人	126	38	4	-	33	-	37	-
	地方公共団体	1	-	-	-	-	-	-	-
	その他	32	4	-	-	2	-	2	-
	(小計)	2,470	378	86	-	155	3	241	3
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	営利法人	2,223	218	50	4	127	47	177	51
	特定非営利活動法人	277	22	5	-	13	5	18	5
	医療法人	167	13	2	-	7	5	9	5
	社会福祉法人	378	41	4	-	24	10	28	10
	地方公共団体	38	1	-	-	1	-	1	-
	その他	134	11	3	2	5	2	8	4
	(小計)	3,217	306	64	6	177	69	241	75
総計 (1)～(5)	営利法人	48,254	5,296	3,521	141	1,075	125	4,596	266
	特定非営利活動法人	3,452	336	217	4	74	10	291	14
	医療法人	6,899	1,139	730	40	288	15	1,018	55
	社会福祉法人	8,822	1,657	1,036	46	549	25	1,585	71
	地方公共団体	1,282	120	66	42	22	1	88	6
	その他	2,201	268	211	11	45	6	256	17
	(合計)	70,910	8,816	5,781	284	2,053	182	7,834	429

第5表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和元年度)

	指定等を受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	大	42	8	—	—	5	—	5	—
	中	81	16	13	—	2	—	15	—
	小	36	10	8	—	—	—	8	—
	(合計)	159	34	21	—	7	—	28	—
(2)都道府県所管	大	40	18	13	—	7	—	20	—
	中	1,416	214	162	2	83	5	245	7
	小	49,499	6,297	4,141	223	1,434	102	5,575	325
	(合計)	50,955	6,529	4,316	225	1,524	107	5,840	332
(3)指定都市所管	大	2	—	—	—	—	—	—	—
	中	113	18	12	—	9	—	21	—
	小	13,994	1,551	1,282	16	181	3	1,463	19
	(合計)	14,109	1,569	1,294	16	190	3	1,484	19
(4)中核市所管	大	—	—	—	—	—	—	—	—
	中	10	1	—	—	1	—	1	—
	小	2,460	377	86	—	154	3	240	3
	(合計)	2,470	378	86	—	155	3	241	3
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	大	9	—	—	—	—	—	—	—
	中	26	7	—	—	6	4	6	4
	小	3,182	299	64	6	171	65	235	71
	(合計)	3,217	306	64	6	177	69	241	75
総 合 計 (1)～(5)	大	93	26	13	—	12	—	25	—
	中	1,646	256	187	2	101	9	288	11
	小	69,171	8,534	5,581	245	1,940	173	7,521	418
	(総計)	70,910	8,816	5,781	247	2,053	182	7,834	429

注：(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)

(令和元年度)

都道府県名	指定等を受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
北海道	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	50	12	2	-	2	-	4	-
	小	1,975	729	49	-	28	-	77	-
	(小計)	2,026	741	51	-	30	-	81	-
青森県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	32	1	1	1	-	-	1	1
	小	682	173	173	80	-	-	173	80
	(小計)	715	174	174	81	-	-	174	81
岩手県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	29	8	8	1	-	-	8	1
	小	610	104	63	2	18	-	81	2
	(小計)	639	112	71	3	18	-	89	3
宮城県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	8	3	-	2	-	5	-
	小	488	77	60	5	7	-	67	5
	(小計)	503	85	63	5	9	-	72	5
秋田県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	21	6	6	-	-	-	6	-
	小	515	26	26	-	-	-	26	-
	(小計)	536	32	32	-	-	-	32	-
山形県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	1	-	-	1	-	1	-
	小	410	44	3	-	47	-	50	-
	(小計)	426	45	3	-	48	-	51	-
福島県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	34	10	10	-	-	-	10	-
	小	890	300	295	-	5	-	300	-
	(小計)	924	310	305	-	5	-	310	-
茨城県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	31	-	-	-	-	-	-	-
	小	1,228	72	61	-	-	-	61	-
	(小計)	1,259	72	61	-	-	-	61	-
栃木県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	6	6	-	-	-	6	-
	小	814	50	50	-	-	-	50	-
	(小計)	830	56	56	-	-	-	56	-
群馬県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	38	6	1	-	4	-	5	-
	小	1,309	119	58	-	45	-	103	-
	(小計)	1,348	125	59	-	49	-	108	-
埼玉県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	32	-	-	-	-	-	-	-
	小	2,096	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	2,129	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	45	4	4	-	-	-	4	-
	小	2,006	246	246	-	-	-	246	-
	(小計)	2,052	250	250	-	-	-	250	-
東京都	大	11	5	5	-	-	-	5	-
	中	155	31	29	-	-	-	29	-
	小	5,221	272	252	-	-	-	252	-
	(小計)	5,387	308	286	-	-	-	286	-
神奈川県	大	4	1	1	-	-	-	1	-
	中	58	14	12	-	-	-	12	-
	小	1,440	159	148	-	-	-	148	-
	(小計)	1,502	174	161	-	-	-	161	-
新潟県	大	3	1	1	-	-	-	1	-
	中	40	1	1	-	-	-	1	-
	小	461	96	96	2	-	-	96	2
	(小計)	504	98	98	2	-	-	98	2
富山県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	-	9	-	-	-	9	-
	小	412	-	77	-	-	-	77	-
	(小計)	431	-	86	-	-	-	86	-
石川県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	-	1	-	-	-	1	-
	小	607	-	88	40	-	-	88	40
	(小計)	622	-	89	40	-	-	89	40
福井県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	11	-	-	-	-	-	-	-
	小	435	45	-	-	45	-	45	-
	(小計)	446	45	-	-	45	-	45	-
山梨県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	11	-	-	-	-	-	-	-
	小	481	96	77	-	-	-	77	-
	(小計)	493	96	77	-	-	-	77	-
長野県	大	2	-	-	-	-	-	-	-
	中	29	-	-	-	-	-	-	-
	小	1,068	184	180	-	-	-	180	-
	(小計)	1,099	184	180	-	-	-	180	-
岐阜県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	22	1	1	-	-	-	1	-
	小	961	167	169	6	-	-	169	6
	(小計)	984	168	170	6	-	-	170	6
静岡県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	43	7	-	-	7	-	7	-
	小	1,172	129	-	-	117	-	117	-
	(小計)	1,216	136	-	-	124	-	124	-
愛知県	大	3	-	-	-	2	-	2	-
	中	66	-	-	-	31	3	31	3
	小	1,986	328	-	-	213	70	213	70
	(小計)	2,055	328	-	-	246	73	246	73
三重県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	27	-	-	-	-	-	-	-
	小	1,185	141	114	-	-	-	114	-
	(小計)	1,212	141	114	-	-	-	114	-

第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)

(令和元年度)

都道府県名	指定等を受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
滋賀県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	17	-	-	-	2	-	2	-
	小	621	65	33	2	36	2	69	4
	(小計)	638	65	33	2	38	2	71	4
京都府	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	1	-	-	1	-	1	-
	小	324	69	-	-	85	-	85	-
	(小計)	329	70	-	-	86	-	86	-
大阪府	大	2	2	-	-	2	-	2	-
	中	112	5	-	-	5	-	5	-
	小	3,329	50	-	-	47	-	47	-
	(小計)	3,443	57	-	-	54	-	54	-
兵庫県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	33	3	3	-	-	-	3	-
	小	1,089	140	122	-	-	-	122	-
	(小計)	1,122	143	125	-	-	-	125	-
奈良県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	20	2	-	-	2	-	2	-
	小	996	57	-	-	57	10	57	10
	(小計)	1,017	59	-	-	59	10	59	10
和歌山県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	1	2	-	-	-	2	-
	小	843	105	104	-	-	-	104	-
	(小計)	862	106	106	-	-	-	106	-
鳥取県	大	1	1	-	-	1	-	1	-
	中	13	9	-	-	6	-	6	-
	小	237	80	-	-	68	-	68	-
	(小計)	251	90	-	-	75	-	75	-
島根県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	11	8	7	-	7	-	14	-
	小	515	98	84	9	84	9	168	18
	(小計)	526	106	91	9	91	9	182	18
岡山県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	27	5	5	-	-	-	5	-
	小	858	113	113	-	-	-	113	-
	(小計)	885	118	118	-	-	-	118	-
広島県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	53	12	12	-	-	-	12	-
	小	936	62	58	-	-	-	58	-
	(小計)	990	74	70	-	-	-	70	-
山口県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	21	-	-	-	-	-	-	-
	小	674	45	45	3	-	-	45	3
	(小計)	695	45	45	3	-	-	45	3
徳島県	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	14	2	2	-	-	-	2	-
	小	685	138	138	-	-	-	138	-
	(小計)	700	140	140	-	-	-	140	-
香川県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	20	2	-	-	2	-	2	-
	小	617	69	19	-	50	-	69	-
	(小計)	637	71	19	-	52	-	71	-
愛媛県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	36	6	6	-	-	-	6	-
	小	916	80	60	-	-	-	60	-
	(小計)	952	86	66	-	-	-	66	-
高知県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	-	-	-	-	-	-	-
	小	547	1	-	-	1	-	1	-
	(小計)	559	1	-	-	1	-	1	-
福岡県	大	2	2	-	-	2	-	2	-
	中	44	8	-	-	8	2	8	2
	小	2,020	340	-	-	340	11	340	11
	(小計)	2,066	350	-	-	350	13	350	13
佐賀県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	8	1	-	-	1	-	1	-
	小	464	78	-	-	78	-	78	-
	(小計)	472	79	-	-	79	-	79	-
長崎県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	6	6	-	-	-	6	-
	小	785	140	138	74	-	-	138	74
	(小計)	804	146	144	74	-	-	144	74
熊本県	大	1	6	6	-	-	-	6	-
	中	13	12	12	-	-	-	12	-
	小	755	326	326	-	-	-	326	-
	(小計)	769	344	344	-	-	-	344	-
大分県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	22	1	1	-	-	-	1	-
	小	729	121	121	-	-	-	121	-
	(小計)	751	122	122	-	-	-	122	-
宮崎県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	-	-	-	-	-	-	-
	小	1,071	178	178	-	-	-	178	-
	(小計)	1,078	178	178	-	-	-	178	-
鹿児島県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	19	11	11	-	-	-	11	-
	小	926	181	177	-	-	-	177	-
	(小計)	945	192	188	-	-	-	188	-
沖縄県	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	16	3	1	-	2	-	3	-
	小	1,110	204	140	-	63	-	203	-
	(小計)	1,126	207	141	-	65	-	206	-
都道府県 総 計	大	40	18	13	-	7	-	20	-
	中	1,416	214	162	2	83	5	245	7
	小	49,499	6,297	4,141	223	1,434	102	5,575	325
	(合計)	50,955	6,529	4,316	225	1,524	107	5,840	332

第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を 受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
札幌市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	1	1	-	-	-	1	-
	小	1,055	154	123	-	-	-	123	-
	(小計)	1,065	155	124	-	-	-	124	-
仙台市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	2	4	-	2	-	6	-
	小	429	44	40	-	-	-	40	-
	(小計)	434	46	44	-	2	-	46	-
さいたま市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	-	-	-	-
	小	323	68	68	-	-	-	68	-
	(小計)	324	68	68	-	-	-	68	-
千葉市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	4	-	-	-	-	-	-	-
	小	361	93	93	-	-	-	93	-
	(小計)	365	93	93	-	-	-	93	-
横浜市	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	6	-	-	-	-	-	-	-
	小	979	116	116	-	-	-	116	-
	(小計)	986	116	116	-	-	-	116	-
川崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	6	-	-	-	-	-	-	-
	小	299	88	67	-	-	-	67	-
	(小計)	305	88	67	-	-	-	67	-
相模原市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	249	40	40	-	-	-	40	-
	(小計)	249	40	40	-	-	-	40	-
新潟市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	5	1	1	-	-	-	1	-
	小	378	45	45	-	-	-	45	-
	(小計)	383	46	46	-	-	-	46	-
静岡市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	-	-	-	-
	小	328	59	57	-	-	-	57	-
	(小計)	330	59	57	-	-	-	57	-
浜松市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	3	-	-	-	-	-	-	-
	小	329	53	51	16	-	-	51	16
	(小計)	332	53	51	16	-	-	51	16
名古屋市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	13	-	-	-	-	-	-	-
	小	982	139	117	-	-	-	117	-
	(小計)	995	139	117	-	-	-	117	-
京都市	大	1	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	5	-	-	5	-	5	-
	小	681	121	-	-	114	3	114	3
	(小計)	694	126	-	-	119	3	119	3
大阪市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	12	-	-	-	-	-	-	-
	小	3,098	146	147	-	-	-	147	-
	(小計)	3,110	146	147	-	-	-	147	-
堺市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	-	-	-	-
	小	736	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	738	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	-	-	-	-	-	-	-
	小	875	17	-	-	17	-	17	-
	(小計)	885	17	-	-	17	-	17	-
岡山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	6	3	-	-	2	-	2	-
	小	397	50	-	-	50	-	50	-
	(小計)	403	53	-	-	52	-	52	-
広島市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	505	44	44	-	-	-	44	-
	(小計)	505	44	44	-	-	-	44	-
北九州市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	1	1	-	-	-	1	-
	小	757	144	144	-	-	-	144	-
	(小計)	764	145	145	-	-	-	145	-
福岡市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	-	-	-	-
	小	771	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	773	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	5	5	-	-	-	5	-
	小	462	130	130	-	-	-	130	-
	(小計)	469	135	135	-	-	-	135	-
指定都市 総 計	大	2	-	-	-	-	-	-	-
	中	113	18	12	-	9	-	21	-
	小	13,994	1,551	1,282	16	181	3	1,463	19
	(合計)	14,109	1,569	1,294	16	190	3	1,484	19

第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を 受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
函館市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	8	3	3	-	-	-	3	-
	(小計)	8	3	3	-	-	-	3	-
旭川市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	39	20	-	-	20	-	20	-
	(小計)	39	20	-	-	20	-	20	-
青森市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	33	5	-	-	5	-	5	-
	(小計)	33	5	-	-	5	-	5	-
八戸市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	18	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	18	2	-	-	2	-	2	-
盛岡市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	8	3	-	-	3	2	3	2
	(小計)	8	3	-	-	3	2	3	2
秋田市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	5	5	-	-	-	5	-
	(小計)	26	5	5	-	-	-	5	-
山形市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	11	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	11	-	-	-	-	-	-	-
福島市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	9	-	-	-	-	-	-	-
郡山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	17	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	17	-	-	-	-	-	-	-
いわき市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	14	4	4	-	-	-	4	-
	(小計)	14	4	4	-	-	-	4	-
宇都宮市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	11	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	11	-	-	-	-	-	-	-
前橋市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	7	-	-	-	-	-	-
	(小計)	9	7	-	-	-	-	-	-
高崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	34	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	34	-	-	-	-	-	-	-
川越市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	7	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	7	2	-	-	2	-	2	-
川口市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	2	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-	-	-	-
越谷市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	-	-	-	-
	小	11	2	-	-	2	1	2	1
	(小計)	13	2	-	-	2	1	2	1
船橋市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	9	-	-	-	-	-	-	-
柏市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	7	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	7	2	-	-	2	-	2	-
八王子市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	1	-	-	1	-	1	-
	(小計)	13	1	-	-	1	-	1	-
横須賀市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	49	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	49	-	-	-	-	-	-	-
富山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	2	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-	-	-	-

第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を受 けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
金沢市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	68	17	-	-	17	-	17	-
	(小計)	68	17	-	-	17	-	17	-
福井市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	6	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	6	-	-	-	-	-	-	-
甲府市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	8	-	-	8	-	8	-
	(小計)	26	8	-	-	8	-	8	-
長野市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	12	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	12	-	-	-	-	-	-	-
岐阜市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	19	-	-	-	-	-	-	-
豊橋市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	13	-	-	-	-	-	-	-
岡崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	25	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	25	-	-	-	-	-	-	-
豊田市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	18	1	-	-	1	-	1	-
	(小計)	18	1	-	-	1	-	1	-
大津市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	19	2	-	-	2	-	2	-
豊中市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	28	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	28	-	-	-	-	-	-	-
高槻市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	20	5	5	-	-	-	5	-
	(小計)	20	5	5	-	-	-	5	-
枚方市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	42	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	42	-	-	-	-	-	-	-
八尾市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	26	-	-	-	-	-	-	-
寝屋川市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-	-
東大阪市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	19	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	19	-	-	-	-	-	-	-
姫路市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	1	-	-	1	-	1	-
	小	324	81	-	-	81	-	81	-
	(小計)	325	82	-	-	82	-	82	-
尼崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	4	-	-	-	-	-	-	-
	小	484	75	-	-	-	-	-	-
	(小計)	488	75	-	-	-	-	-	-
明石市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	-	-	-	-
	小	119	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	120	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	2	-	-	-	-	-	-	-
	小	355	55	-	-	-	-	-	-
	(小計)	357	55	-	-	-	-	-	-
奈良市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	9	9	-	-	-	9	-
	(小計)	9	9	9	-	-	-	9	-
和歌山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	23	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	23	-	-	-	-	-	-	-

第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)

(令和元年度)

指定都市・ 中核市名	指定等を 受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (H31.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和元年度)	令和元年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A) + (B)	(a) + (b)
鳥取市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	26	4	-	-	4	-	4	-
	(小計)	26	4	-	-	4	-	4	-
松江市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	9	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	9	2	-	-	2	-	2	-
倉敷市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	47	12	12	-	-	-	12	-
	(小計)	47	12	12	-	-	-	12	-
呉市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-	-
福山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	43	4	4	-	-	-	4	-
	(小計)	43	4	4	-	-	-	4	-
下関市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	34	5	5	-	-	-	5	-
	(小計)	34	5	5	-	-	-	5	-
高松市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	22	2	-	-	2	-	2	-
	(小計)	22	2	-	-	2	-	2	-
松山市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	31	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	31	-	-	-	-	-	-	-
高知市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	41	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	41	-	-	-	-	-	-	-
久留米市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	40	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	40	-	-	-	-	-	-	-
長崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	37	11	11	-	-	-	11	-
	(小計)	37	11	11	-	-	-	11	-
佐世保市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	32	4	4	-	-	-	4	-
	(小計)	32	4	4	-	-	-	4	-
大分市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	4	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	4	-	-	-	-	-	-	-
宮崎市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	21	9	9	-	-	-	9	-
	(小計)	21	9	9	-	-	-	9	-
鹿児島市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	68	15	15	-	-	-	15	-
	(小計)	68	15	15	-	-	-	15	-
那覇市	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	13	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	13	-	-	-	-	-	-	-
中核市 総 計	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	10	1	-	-	1	-	1	-
	小	2,460	377	86	-	154	3	240	3
	(合計)	2,470	378	86	-	155	3	241	3

第8表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

(令和元年度)

	法人の種類	令和元年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	営利法人	-	-	-	-	-
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	営利法人	19	2	6	-	8
	特定非営利活動法人	2	-	-	-	-
	医療法人	3	2	1	-	3
	社会福祉法人	2	-	2	-	2
	地方公共団体	2	1	1	-	2
	その他	1	-	1	-	1
	(小計)	29	5	11	-	16
(3)指定都市所管	営利法人	9	1	3	-	4
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	2	-	1	-	1
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	11	1	4	-	5
(4)中核市所管	営利法人	2	-	-	-	-
	特定非営利活動法人	1	-	-	-	-
	医療法人	1	-	1	-	1
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	4	-	1	-	1
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	営利法人	7	-	1	-	1
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	8	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	1	-	-	-	-
	(小計)	16	-	1	-	1
総 計 (1)～(5)	営利法人	37	3	10	-	13
	特定非営利活動法人	3	-	-	-	-
	医療法人	6	2	3	-	5
	社会福祉法人	10	-	2	-	2
	地方公共団体	2	1	1	-	2
	その他	2	-	1	-	1
	(合計)	60	6	17	-	23

第9表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和元年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	大	1	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	28	5	11	-	16
	(合計)	29	5	11	-	16
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	11	1	4	-	5
	(合計)	11	1	4	-	5
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	4	-	1	-	1
	(合計)	4	-	1	-	1
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	16	-	1	-	1
	(合計)	16	-	1	-	1
総 合 計 (1)～(5)	大	1	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	59	6	17	-	23
	(総計)	60	6	17	-	23

注：(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」とおりである。

第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和元年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			(合計) (A)+(B)+(C)
			行政指導に基づく改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	
北海道	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
青森県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(小計)	1	-	1	-	1
岩手県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
宮城県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
秋田県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
山形県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
福島県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	1	-	-	1
	(小計)	1	1	-	-	1
茨城県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
栃木県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
群馬県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
埼玉県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
千葉県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
東京都	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(小計)	1	-	1	-	1
神奈川県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
新潟県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	1	-	-	1
	(小計)	1	1	-	-	1
富山県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
石川県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	1	-	-	1
	(小計)	1	1	-	-	1
福井県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
山梨県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
長野県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
岐阜県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
静岡県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(小計)	1	-	1	-	1
愛知県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
三重県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-

第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和元年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
滋賀県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(小計)	1	-	-	-	-
京都府	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
大阪府	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	1	-	1
	(小計)	2	-	1	-	1
兵庫県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
奈良県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(小計)	1	-	-	-	-
和歌山県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
鳥取県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	1	-	1
	(小計)	-	-	1	-	1
島根県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
岡山県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
広島県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
山口県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
徳島県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-
香川県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
愛媛県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
高知県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	3	2	1	-	3
	(小計)	3	2	1	-	3
福岡県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
佐賀県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(小計)	1	-	1	-	1
長崎県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
熊本県	大	1	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	9	-	3	-	3
	(小計)	10	-	3	-	3
大分県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
宮崎県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(小計)	1	-	1	-	1
鹿児島県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(小計)	1	-	-	-	-
沖縄県	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(小計)	1	-	-	-	-
都道府県 総計	大	1	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	28	5	11	-	16
	(合計)	29	5	11	-	16

第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数 による区分	令和元年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
札幌市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
仙台市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
さいたま市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-
千葉市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
横浜市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
川崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
相模原市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
新潟市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	1	-	-	1
	(小計)	1	1	-	-	1
静岡市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
浜松市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
名古屋市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
京都市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
大阪市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(小計)	1	-	-	-	-
堺市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
神戸市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
岡山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
広島市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	5	-	4	-	4
	(小計)	5	-	4	-	4
北九州市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
福岡市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
熊本市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-
指定都市 総 計	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	11	1	4	-	5
	(合計)	11	1	4	-	5

第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数 による区分	令和元年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
函館市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
旭川市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
青森市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
八戸市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
盛岡市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
秋田市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
山形市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
福島市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
郡山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
いわき市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
宇都宮市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
前橋市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
高崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
川越市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
川口市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
越谷市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
船橋市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
柏市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
八王子市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
横須賀市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
富山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
金沢市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-

第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数 による区分	令和元年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
福井市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
甲府市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
長野市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
岐阜市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
豊橋市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
岡崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
豊田市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
大津市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
豊中市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
高槻市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
枚方市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
八尾市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
寝屋川市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
東大阪市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
姫路市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	4	-	1	-	1
	(小計)	4	-	1	-	1
尼崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
明石市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
西宮市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
奈良市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
和歌山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
鳥取市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
松江市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-

第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市分)

(令和元年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和元年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
倉敷市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
呉市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
福山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
下関市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
高松市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
松山市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
高知市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
久留米市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
長崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
佐世保市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
大分市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
宮崎市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
鹿児島市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
那覇市	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
中核市 総計	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	4	-	1	-	1
	(合計)	4	-	1	-	1